

令和5年度
嘉麻市人権教育・啓発実施計画 実績他

嘉麻市 人権・同和対策課

< 目 次 >

●1.行政全体としての取組

1-1 人権意識の高揚	P 1
1-2 人権の視点に立った窓口対応等	P 5
1-3 人権に関する情報提供等	P 9

●2.分野別人権施策の推進

1 部落問題	P 13
2 女性の人権問題	P 15
3 子どもの人権問題	P 17
4 高齢者の人権問題	P 20
5 障がいのある人の人権問題	P 22
6 アイヌの人々の人権問題	P 25
7 外国人の人権問題	P 25
8 HIV感染者・新型コロナウイルス感染者等の人権問題	P 26
9 ハンセン病患者・回復者およびその家族等の人権問題	P 26
10 犯罪被害者とその家族の人権問題	P 26
11 刑期を終えて出所した人の人権問題	P 27
12 インターネット上の人権問題	P 27
13 性的少数者の人権問題	P 27
14 ホームレスの人の人権問題	P 27
15 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題	P 28
16 災害発生時の人権問題	P 28

1. 行政全体としての取組

第2次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和5年度 実績他）

1-1 人権意識の高揚

I 人権意識の高揚を図るため、地域住民を対象とした研修会を実施する際には、人権の視点に立って実施する。

II 行政職員として自らも研鑽し学ぶため研修会に自主的に参加する。

No.	課（局）名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・福岡県男女共同参画センターなどの研修機関主催の研修に参加させるなど、幅広い人権の視点が持てる職員を育成する。	・福岡県男女共同参画センターが主催するDVやハラスメント等の基礎知識（実態や法律など）の研修に参加させるなど、人権意識の醸成に取り組んだ。	・今後も職員に対して啓発していく。
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・職員対象の人権研修に積極的に参加し、行政職員に求められる人権意識の高揚を図る。 ・研修会開催時には朝礼等で参加を呼びかける。	・人権研修への参加と呼びかけを実施している。職員対象の人権研修に課内職員全員が参加することができた。	・研修に参加することで、人権意識高揚に努めることができた。今後も継続して行っていく。
3	デジタル戦略課	・人事秘書課主催の人権研修に全員参加し、人権意識の高揚を図る。	・人権研修に関して参加への呼びかけを実施。対象の人権研修に課内職員が参加することができた。	・研修に参加することで、人権意識の高揚に努めることができた。今後も継続して行う。
4	防災対策課	・市が主催する人権研修会に、全職員（会計年度任用職員含む。）が1回以上参加する。	・全職員、1回以上参加することが出来た。	・知識の向上に繋がり、人権の視点に立った事業を行えた。今後も人権意識の高揚に努める。
5	財政課	・人権意識の高揚を図るため、市の人権研修会に、年1回必ず参加する。	・職員全員が研修会に参加した。	・研修に参加することで、人権に対する知識を深めた。引き続き継続して行う。
6	男女共同参画推進課	・市民向け男女共同参画の啓発活動の実施に当たっては、人権の視点に立って実施する。 ・人権についての正しい理解と認識を持ち職務を遂行できるよう研修等に積極的に参加し、意識の向上に努める。	・あすばる男女共同参画フォーラム2023の映像視聴会を実施した（11月）。 ・市職員人権・部落問題研修会に参加し、意識の向上に努めた。	・今後も継続して実施する。
7	管財課	・研修会等について自主的に参加を行う。	・職員が積極的に研修を受講した。	・職員全員人権意識の高揚が図れた。今後も積極的な研修会参加を継続して推進していく。
8	総合政策課	・市開催の研修会に積極的に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。 ・課内での人権に係るOJTの推進	・市開催の研修会に全員1回以上を参加し、人権についての正しい知識・理解を深めた。	・概ね取組が実施出来ているため、今後も引続き研修会等に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。
9	交通政策課	・市開催の研修会に積極的に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。	・全職員が研修会に参加した。	・今後も引き続き研修会に参加し、知識と理解を深める。
10	税務課	・全職員を対象とし、年1回以上の人権研修会への参加、または参加職員からの研修内容の伝達を受ける。	・全職員が研修会に参加した。	・研修を通して人権に対する知識を深めた。今後も継続して行っていく。

1. 行政全体としての取組 (1-1 人権意識の高揚)

第2次嘉麻市人権教育・啓発実施計画 (令和5年度 実績他)

No.	課(局)名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
11	市民課	<ul style="list-style-type: none"> 研修会を実施する際に、人権の視点に立つことを認識することに心掛ける。 職員対象の研修会に職員全員で参加し、行政職員に求められる人権意識を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口業務を調整することができ、全ての職員が研修会に参加することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修を経て、全職員人権意識の高揚につながった。今後とも、全員が人権の視点に立ち、業務に取り組んでいきたい。
12	環境課	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会への積極的参加を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員が研修会に参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員の人権意識の高揚が図れた。
13	健康課	<ul style="list-style-type: none"> 人権意識の高揚のため、積極的に学びの機会を確保するとともに、講演会等の企画にあたっては、人権の視点に立った内容であるか、丁寧な検証を行ったうえで実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員が1回以上研修会に参加した。 各種教室や講演会の企画及び実施にあたっては、常に人権の視点をふまえて行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 所管事業を人権施策として推進するという認識が深まっている。
14	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 人権意識の高揚を図るために、職員対象の人権研修に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会に参加し、人権意識の高揚を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修に参加し、人権意識について正しい理解を深めることができた。
15	高齢者介護課	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に対する偏見を減らし、認知症の方も住み慣れた地域で役割を持って生活できるように、認知症に関する知識の普及・啓発を行う。(一般住民や小学生を対象に認知症サポーター養成講座を実施する) また、年1回以上、職員は、人権の研修会の参加、または参加職員からの研修内容の伝達を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座 8回 認知症サポーター 延べ3,021人 人権研修会について、職員は年1回以上参加し意識の高揚を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内小・中学生を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、子供達も参加する支えあいのまちづくりを進めている。また、庁内新規採用職員についても同様に講座を実施し、認知症に関する知識を習得し自己研鑽を図った。
16	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 研修会に積極的に参加し、人権意識の高揚を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種人権研修に積極的に参加し、人権意識の高揚を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も研修を活かし、行政職員として人権の視点に立った意識の高揚に努める。
17	こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重の視点に立った職務を行うために、職員の各種研修会への積極的な参加を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 人事秘書課が実施する職員対象の人権研修に参加し、人権意識の高揚を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き職員の人権研修への参加を推進していく。
18	生活支援課	<ul style="list-style-type: none"> 人権意識の向上を図るため、人事秘書課、人権・同和対策課等が開催する研修会等への職員の積極的な参加を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催される各研修会に、職員は積極的に参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の関係等で、どうしても参加できない職員もいたが、全員参加を目指して努力していきたい。
19	農林振興課・農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 嘉麻市職員人権・部落問題研修会への積極的な参加を促し、全職員の研修参加を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 市主催の人権・部落問題研修に積極的に参加し、意識の向上に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して積極的な参加を推進し、人権意識のさらなる向上を図る。
20	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 職員一人ひとりが人権についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ち職務を遂行できるよう研修等に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市主催の人権研修へ職員が積極的に参加し、人権についての正しい理解と認識を新たに深めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き職員の人権研修への参加を推進していく。

1. 行政全体としての取組 (1-1 人権意識の高揚)

第2次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和5年度 実績他）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
21	住宅課	・職員自らの人権意識を高めるため、各職員が人権に関する研修には積極的に参加し、意識の向上に努める。	・研修日と業務が重なり、一部の職員が研修に参加できなかった。	・職員全員が研修会に参加できるよう課内で業務調整を行う。
22	土木課	・嘉麻市職員人権・部落問題研修会に積極的に参加する。	・人権研修への参加を促しているが、研修日と業務の重なり一部の職員が研修会に参加できなかった。	・引き続き人権研修への積極的な参加に取り組んでいます。
23	会計課	・職員人権・部落問題研修会へ積極的に参加し、知識を深めるとともに、人権意識の高揚を図る。	・所属職員全員が、開催される研修会に参加した。	・研修会に参加し、知識を深めるとともに、人権意識の高揚が図られた。
24	水道局	・人権意識の向上を図るため、各種研修会への全員参加に取り組む。	・突発的な業務対応のため、全職員の研修会参加は達成できなかった。	・今後も全職員の参加を目標とし、人権意識の高揚に努める。
25	教育総務課	・各種研修会に積極的に参加する。	・市主催の各種研修会に積極的に参加した。	・各種研修会に参加することにより、人権意識の高揚が図られた。
26	学校教育課	・行政職員として自らも研鑽し学ぶため研修会に自主的に参加する。	・人権問題に関する教職員研修会の実施 年間 1回	・オンデマンド方式で教職員研修会を実施することができた。 ・各学校の状況に応じて研修を実施することができた。 ・講話形式の研修になったので、話を聞くだけの研修で、意見交流等を行うことができなかった。
27	学校施設課	・研修会に積極的に参加し、人権意識の高揚を図る。	・課内全職員が人権研修会に参加した。	・職員全員人権意識の高揚が図れた。今後も積極的な研修会参加を継続して推進していく。
28	生涯学習課	・地域の実情やニーズの把握に努め、人権研修が、自主的・主体的な研修となるよう働きかける。 ・市のみならず、県や関係機関等開催の研修会について、職員の参加促進を行う	・人権研修に生涯学習課職員全員参加し、人権問題の知識と理解を深めた。	・地域の実情やニーズの把握に努め、人権研修が、自主的・主体的な研修となるよう引き続き働きかける。 ・市のみならず、県や関係機関等開催の研修会について、職員の参加促進を行う。
29	スポーツ推進課	・職員の人権意識の高揚を図るため、人権研修会に積極的に参加する。	・課内全職員が積極的に人権研修会に参加し、人権意識の高揚に努めた。	・人権研修会に継続して参加することにより、さらなる人権意識の高揚を図る。
30	議会事務局	・研修会に自主的に参加する。	・全職員が人権研修に参加した。	・人権研修に継続して参加し、人権意識の高揚に努める。

1. 行政全体としての取組 (1-1 人権意識の高揚)

第2次嘉麻市人権教育・啓発実施計画 (令和5年度 実績他)

No.	課(局)名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
31	監査委員事務局	・職員一人ひとりが人権についての正しい理解と認識を深めることができるよう積極的に研修等に参加する。	・課内全職員が人権研修会に積極的に参加した。	・研修会に参加することで、人権についての正しい理解と認識を一層深めることができた。
32	碓井総合支所	・嘉麻市職員人権・部落問題研修会に全職員が参加することにより、人権意識の高揚を図る。	・会計年度任用職員を含む全職員が受講した。	・窓口業務という市民と直接かかわりのある業務のため、日ごろから人権意識を高める必要がある。
33	山田総合支所	・嘉麻市職員人権・部落問題研修会に全職員が参加することにより、人権意識の高揚を図る。	・会計年度任用職員を含む全職員が受講した。	・窓口業務という市民と直接かかわりのある業務のため、日ごろから人権意識を高める必要がある。
34	嘉穂総合支所	・嘉麻市職員人権・部落問題研修会に全職員が参加することにより、人権意識の高揚を図る。	・会計年度任用職員を含む全職員が受講した。	・窓口業務という市民と直接かかわりのある業務のため、日ごろから人権意識を高める必要がある。
35	人権・同和対策課	・「人権のつどい」では、誰もが参加しやすい講演会等を考案し、集客数増を見込むことも検討する。また、職員に向け、県や隣保館協議会、関係団体などで開催されている研修会の情報発信にて参加を促し、自らも自己研鑽に努める。	・「人権のつどい」では、全国水平社100年の節目で作成された映画「破戒」の上映及び法学者「谷口真由美」さんの講演会を実施した。 また、関係団体などにより開催される研修会等にも参加した。	・人権のつどいについては、内容はもとより情報発信の方法等において、参加者を増加させるよう取り組んでいく必要がある。 ・全庁的に職員の人権意識を高めて行くために職員研修に限らず、様々な人権研修への参加を促していく。

1. 行政全体としての取組 (1-2 人権の視点に立った窓口対応等)

1-2 人権の視点に立った窓口対応等

I 行政職員として、日ごろより相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合など、各種人権相談についての担当部署と連携し、問題解決に努める。

II また、国や県の関係機関と連携し相談体制の充実を図る。

No.	課(局)名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・日ごろより相手の立場、人権の視点に立って対応できるように人権研修を実施する。	・各種人権についての対応が出来るよう、複数の人権課題の研修を実施した。	・今後も複数の人権課題の内容について研修を実施し、幅広く相談業務ができる職員を育成する。
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・市民の悩み事や心配などに対応するために、相談窓口を設け関係機関等と連携し市民の皆さんが安心して暮らせますよう体制の整備を図っていく。	・市民相談窓口で関係機関等と連携し、市民の皆さんへ対応している。	・今後も継続して行っていく。
3	デジタル戦略課	・電話対応及び窓口対応等について、相手の立場や人権の視点にたち、市民に寄り添った対応ができるように努める。	・研修会で得た知識を活かすことで、窓口対応の際に相手の立場に立ち、人権の意識を持った対応を行うことができた。	・今後も継続して実施していく。
4	防災対策課	・空家相談や避難所運営の際は、相手の立場、人権の視点に立って対応する。 ・問題が発生した際は担当部署と情報を共有し連携して、問題解決に努める。	・相手の立場、人権の視点に立った窓口対応が行えた。	・人権に関する相談・問題等は、発生しなかった。 今後も人権意識の高揚に努めたい。
5	財政課	・人権相談があった場合には、関係部署と連携を行っていく。	・人権に関する問い合わせは生じなかった。	・引き続き、人権に対する意識を持ち続け、適切な対応を心掛ける。
6	男女共同参画推進課	・女性相談に応じるにあたっては、人権の視点に立って対応し関係課や関係機関と連携しながら、問題解決に努める。 ・緊急性のある相談には、警察や県の機関と連携し 本人の安全・安心を確保し迅速な対応を図る。	・女性相談窓口配置している女性相談員については、人権の視点に立って関係する各担当部署と連携し業務を行った。 ・緊急性のある相談には、警察や県の機関と連携し 本人の安全・安心を確保し迅速な対応を図った。	・今後も継続して実施する。
7	管財課	・相談等があった場合、相談内容に関する関係部署への連携を図り、問題解決に努める。	・相談等があった際には、早期の問題解決に向け、関係部署と速やかに連携を行った。	・結果が問題解決に至らない事例もあったが、課内での人権意識等の共有を図ることができた。
8	総合政策課	・研修会等で培った知識を基に、相手の立場や視点を意識した窓口対応を心掛ける。 ・人権に関する相談があった際は、担当部署等と連携し対応する。	・研修会等で培った知識を基に、相手の立場や視点を意識した窓口対応を心掛けた。 人権に関する相談件数0件	・概ね取組が実施出来ているため、今後も引続き研修会等に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。
9	交通政策課	・研修会等で培った知識を基に、相手の立場や視点を意識した窓口対応を心掛ける。	・窓口対応等において、人権に関する問い合わせは生じなかった	・研修会等で人権意識を高めつつ、今後も相手の立場や視点を意識した市民対応を行っていく。
10	税務課	・納税相談など窓口等の対応にあたり、人権の視点に立った対応を心がけるとともに、分かりやすい表現を用いた説明に努め、人権相談があった場合には関係部署等と連携を行っていく。	・納税相談の際、滞納の要因を探っていく中で、人権の視点もあわせて意識しながら詳細な聞き取りを心がけた。	・滞納が継続している世帯で経済的DVがある世帯についての担当部署との継続的な情報共有

1. 行政全体としての取組 (1-2 人権の視点に立った窓口対応等)

第2次嘉麻市人権教育・啓発実施計画 (令和5年度 実績他)

No.	課(局)名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
11	市民課	・相談があった場合にも、担当部署との連携強化に努め、相談体制の充実を図っていく。このことを職員のみならず窓口委託職員にも周知することで、窓口に関わる職員全てで取り組んでいく。	・委託業者を含めた窓口職員に、人権意識を持った対応を心がけるよう周知を図ることができた。	・委託業者も含めて、窓口業務に関わる職員は、人権の視点をもって対応できており、相談があった場合は適切に案内できるような情報共有した。
12	環境課	・相手の立場、人権の視点に立った窓口対応を行う。	・相談等があった際には、関係部署と適切な連携を行った。	・引き続き相手の立場、人権視点に立ち、窓口対応に努める。
13	健康課	・日頃の窓口対応等において、常に相手の立場に立って傾聴し、内容によっては、関係機関と連携した適切な対応ができるよう、自己研鑽に努める。	・常に人権の視点に立って傾聴を行い、内容によっては関係課等と速やかな連携を行った。	・引き続き、常に人権の視点に立った窓口対応を行う。
14	子育て支援課	・相手の立場や人権の視点に立ち、市民に寄り添った窓口対応を行う。又、人権に係わる相談を受けた場合は、担当部署へ繋げる。	・人権の視点に立った傾聴を心掛け、相談者に寄り添った対応ができた。	・引き続き、常に人権意識を持ち、相手の視点に立った対応を行う。
15	高齢者介護課	・人権に関する相談があれば、関係部署、関係機関と連携し、本人の安全・安心を確保し迅速な対応を図る。	・認知症高齢者に関する相談 231件 ・虐待に関する相談 32件 ・権利擁護に関する相談 58件	・相談内容に応じて関係部署、関係機関と連携し、本人の安全・安心を確保し迅速な対応を図った。
16	社会福祉課	・市民に対し、人権の視点に立った対応を行う。また、人権に関する相談があった際は、担当部署等と連携し、対応する。	・手話の必要な方に対し、手話通訳タブレットの利用や手話の可能な職員によるコミュニケーション支援を行った。 ・人権に関する相談については担当部署と連携し対応した。	・手話通訳タブレットの導入により手話奉仕員が不在時でも対応が可能となったが、通信ができない場所やタブレット操作が苦手な人への対応が課題である。
17	こども育成課	・保育所、学童保育所及び窓口等において、日頃より利用者が話しやすい関係性を構築できるように努める。	・保育所・学童では日頃より送迎時において保護者とコミュニケーションを図り、いつでも話しがしやすい関係性を構築できた。	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。
18	生活支援課	・生活保護の申請時や被保護者からの相談を受ける場合等には、相手の立場になって相談を受け、人権意識の視点に立った対応を行っていく。	・相手の立場や状況に応じ、自身が享受することができる権利をきめ細かく説明することに取り組んだ。	・子どものいる世帯等へのチラシ配布など、生活向上のため努めたが、理解が浸透しづらい場面もあった為、より理解しやすい表現内容を心掛けたい。
19	農林振興課・農業委員会事務局	・市民からの相談対応について、人権意識をもち、相談者の立場に立った接客ができるよう努める	・研修等で学んだことをいかし、人権意識をもって相談や各種対応を行うことができた。	・常に人権意識をもち、相手の立場に立った対応を心がけていきたい。
20	産業振興課	・人権問題事案等の共有化を図り、人権問題に対する鋭敏な「気づき」を体得する。	・人権研修等で学んだことに最大限の注意を払い、常に人権問題に対する意識を持ち対応を心掛けた。	・引き続き、一人ひとりが人権問題に対する意識を持ち、すべての業務に対応していく。

1. 行政全体としての取組 (1-2 人権の視点に立った窓口対応等)

第2次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和5年度 実績他）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
21	住宅課	・市民の立場に立った電話対応、接客等を心がけ、人権尊重の視点を持ってきめ細やかな対応に努める。	・マニュアル等を活用して、人権尊重の視点を持ってきめ細やかな対応に努めた。	・今後も市民の立場や人権を尊重し、適切な対応を心掛ける。
22	土木課	・相手の意見を尊重し、常に相手の立場に立った窓口対応に努める。人権に関する相談があった場合は課内で情報共有し課内での解決に努める。課内での問題解決が困難な場合は、所管課と連携し問題解決に努める。	・関係各課と連携し、相手の立場に立った窓口、電話対応をおこなうことができた。	・引き続き、人権意識を持ち、常に相手の立場に立った対応をおこなう。
23	会計課	・相手の立場や人権を尊重し、適切な窓口対応を行う。	・丁寧で分かりやすい言葉遣いを心がけ、関係課とも協力しながら適切な窓口対応に努めた。	・必要に応じて担当課を案内するなど、正確で丁寧な窓口対応を継続して行っていく。
24	水道局	・窓口対応等において、市民目線に立った対応を行うとともに、それぞれの事情に配慮した対応に取り組む。	・窓口対応等において、相手方の立場に立った対応を行うことができた。	・今後も市民目線に立った対応を心がけながら、窓口対応等を行っていく。
25	教育総務課	・相手の立場や人権の視点に立った窓口対応や電話対応を行う。	・窓口対応や電話対応において、常に相手に寄り添い、人権の視点に立った対応を確実に取り組むことができた。	・相手の立場や人権の視点に立った窓口対応を継続して行っていく。
26	学校教育課	・日ごろより相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合など、各種人権相談についての担当部署と連携し、問題解決に努める。また、国や県の関係機関と連携し相談体制の充実を図る。	・日常的に学校支援室等関係機関と連携した相談への対応を行うことができた。	・いじめ、体罰事案についての相談については、相談窓口や警察等と連携した取組を進めることができた。
27	学校施設課	・相手の立場及び人権の視点に立った窓口対応を行う。	・電話対応や事業現場において、人権意識をもって対応を行うことができた。	・今後も市民の立場や人権を尊重し、適切な対応を心掛ける。
28	生涯学習課	・日常業務において、常に市民の立場に立った対応を心掛け、職員各自が身近な人権課題に対し正しい認識を持ち、それらの認識が態度や行動に確実に根付くための取組の推進を図る。	・日常業務において、常に市民の立場に立った対応を心掛けた。職員各自が身近な人権課題に対し正しい認識を持ち、それらの認識が態度や行動に確実に根付くため各種研修会等に参加した。	・職員等がスキルアップを図れるよう各種研修会等に積極的に参加を促し、研修での学びを定着させる。
29	スポーツ推進課	・相手の立場を尊重した接遇や電話対応を心がけ、人権の視点を常に意識して、きめ細やかな対応に努める。また、問題が生じた場合には、関係部署や関係機関との連携を図り、迅速な問題解決に努める。	・常に相手の立場を尊重し、きめ細やかな対応を行った。	・今後も相手の立場を尊重し、人権の視点を常に意識して、きめ細やかな対応に努める。
30	議会事務局	・行政職員として、人権の視点に立って対応する。	・人権を尊重することを心掛け、業務を行った。	・人権を尊重することを心がけながら業務を行うことで、業務の中で人権意識の高揚ができた。

1. 行政全体としての取組 (1-2 人権の視点に立った窓口対応等)

第2次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和5年度 実績他）

No.	課(局)名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
31	監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> 相手の立場や人権の視点に立って対応できるよう、日頃より人権意識の高い職場づくりや業務の遂行を心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> 相手の立場や人権の視点に立った対応に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の遂行にあたり、相手の立場や人権の視点に立った対応をすることで、日頃より人権意識の高い職場づくりを継続して行う。
32	碓井総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 常に相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合は、担当部署と連携を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口や電話等で、相手の立場に立った対応を心掛けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々なケースに合わせた対応ができるように、人権意識の高い職場づくりに努める必要がある。
33	山田総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 常に相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合は、担当部署と連携を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口や電話等で、相手の立場に立った対応を心掛けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々なケースに合わせた対応ができるように、人権意識の高い職場づくりに努める必要がある。
34	嘉穂総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 常に相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合は、担当部署と連携を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口や電話等で、相手の立場に立った対応を心掛けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々なケースに合わせた対応ができるように、人権意識の高い職場づくりに努める必要がある。
35	人権・同和对策課	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の周知を図るとともに、相談者の立場に立った対応を行っていくため、様々な人権に関する相談に対応できるよう、自己研鑽していく。 また、相談内容の解決につながるよう情報共有を図りながら関係機関等と連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談 190件、健康相談 210件、教育相談 165件、その他の相談 269件、合計 834件の相談を受けた。 相談内容に応じて関係機関と連携しながら対応を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 多種多様な相談に対応するため、様々な研修会等に参加し、スキルアップを図っていく必要がある。

1-3 人権に関する情報提供等

I 市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。

No.	課(局)名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・正しい知識と理解が深められるように、人権の視点にたって、広報誌等を作成する。	・誰にでもわかりやすい広報紙等の作成に努めた。	・今後もより人権の視点に立って、正しい知識と理解が深められるような内容になるよう取り組む。
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等の作成については人権の視点に立って住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。	・チラシ等を作成する際は、人権の視点に立って、市民への情報提供に努めている。	・人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努めた。今後も継続して行っていく。
3	デジタル戦略課	・情報提供について、人権の視点に立って、分かりやすく理解が深められる情報を、HP、SNSなどあらゆる媒体を活用して情報提供に努める。	・誰にでも分かりやすく、理解が可能な情報をHPやSNSを通して提供することができた。	・今後も分かりやすく、理解をしてもらえる情報を提供していく。
4	防災対策課	・市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。	・毎月の市報への掲載及びチラシなど、人権の視点に立った内容で作成に努めた。	・今後も、正しい知識や理解を深めていただけるよう継続していきたい。
5	財政課	・市報等での住民周知については、正しく情報を伝えるとともに人権の視点に立って作成する。	・広報紙等への掲載内容については、人権の視点に立ち、市民にわかりやすい表現で作成するように心掛けた。	・今後も継続して行う。
6	男女共同参画推進課	・本市における男女共同参画社会の実現を図るため、市広報紙への掲載や啓発チラシ・啓発ポスター、SNS等を活用して男女共同参画及びDV防止の啓発を行う。	・6月の男女共同参画週間及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間においては、市広報紙への掲載記事や各公共施設へのポスター掲示やデジタルサイネージ・LINE・Twitter配信による啓発、11月には子育て支援課と連携して街頭啓発活動を行った。	・今後も継続して実施する。
7	管財課	・市報掲載等については、解りやすい表現・文章等により理解が深められるよう努める。	・市広報、HPの更新等について年間を通して人権等に配慮し業務を行った。	・広報等について指摘や市民からの問題点の指摘等はない。引き続き人権等に配慮した情報提供等に努める。
8	総合政策課	・市報等での住民周知について、人権関係各課と十分に協議する。 ・チラシ等を作成する際は、人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努める。	・市報等での住民周知については、人権関係各課と協議し実施した。 ・チラシ等を作成する際は、人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努めた。	・概ね取組が実施出来ているため、今後も引続き研修会等に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。
9	交通政策課	・チラシ等を作成する際は、人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努める。	・チラシやホームページ作成時は表現に気を付けながら作業を行った。	・引き続き様々な観点において注意しながら情報提供に努める。
10	税務課	・税情報のお知らせや申告案内において、誰もがわかりやすく、正しい知識や理解が深められるような情報提供に努める。	・税情報のお知らせや申告案内において、誰もがわかりやすく理解が深められるような表現に努めた。	・今後も継続して、誰もがわかりやすく、正しい知識や理解が深められるような情報提供に努める。

1. 行政全体としての取組 (1-3 人権に関する情報提供等)

第2次嘉麻市人権教育・啓発実施計画 (令和5年度 実績他)

No.	課(局)名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
11	市民課	・今後とも人権意識を持って、正しい情報が提供できるように取り組んでいく。	・市報やチラシ等の作成及び市民への窓口対応には、人権の視点に立って取り組むことができた。	・例年、取り組みは実施できている。今後とも人権の視点に立って、情報提供できるよう努める。
12	環境課	・人権の視点に立って、市報など情報提供を行う。	・市報作成などの際は、表現に気を付けながら作成を行った。	・広報やHP作成などを行うときは、引き続き様々な観点において注意をし情報発信に努める。
13	健康課	・情報発信の際は、常に受け取る相手の立場に立って考え、正確な内容を分かりやすく伝えることを念頭に置く。	・特集記事の発信にあたっては、正しい知識と理解が深められるよう、入念に作業を進めた。	・広報紙で定期的特集記事を発信することは、正しい知識と理解の深まりにつながっている。
14	子育て支援課	・市報など情報を発信する際は、人権の視点に立ち、正確な内容をわかりやすい表現で伝えることに心がける。	・人権の視点に立ち、わかりやすい表現で情報発信を行った。	・今後も継続して行う。
15	高齢者介護課	・介護保健事業や高齢者福祉事業の冊子の発行等の際、担当者や係だけでなく、課内の係長以上で、協議(審査)の上、適切な情報提供を行う。	・冊子の発行等の際は、人権の視点に立って作成するよう担当者や係だけでなく、課内の係長以上で協議、確認し、適切な情報提供ができるよう努めた。	・担当者や係だけでなく、課内全体で協議、確認することにより、適切な情報提供ができるほか、職員のスキルアップにも繋げることができた。
16	社会福祉課	・広報紙への情報掲載、ポスター・チラシ等の作成の際は、人権の視点に立った作成に努める。	・正しい知識と理解が深められるように解りやすい表現で「障がい福祉のしおり」を作成し、窓口配布やホームページにおいて公開する等、情報提供を行った。	・飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターのホームページにおいても事業所の情報などを公開しており、今後も人権に配慮した啓発や情報提供に努める。
17	こども育成課	・保育所、学童保育所において、人権に関する情報等を積極的に掲示及び配布を行い、情報提供に努める。	・保育所等において人権に関する情報等(ポスター、チラシ等)の掲示及び配布を行い、情報提供に努めた。	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。
18	生活支援課	・「保護のしおり」等被保護者への配付物には、全てふりがなをつけ、文字を大きくして見やすくするなど、相手方の視点に立った配慮を行う。	・被保護世帯や相談者に配布する「生活保護のしおり」は、文字を大きくし、全てふりがなをつけている。	・読みやすく、わかりやすい「しおり」に仕上がっていると考えるが、引き続き、工夫改善に努めていきたい。
19	農林振興課・農業委員会事務局	・市民に向けた市報・HPや農家への配布物について、人権の視点に立った分かりやすい表現に努める	・各配布物やHPの作成において、人権の視点に立ち、わかりやすい表現方法を心がけた内容作成に努めた。	・今後も、人権の視点に立った内容作成に努める。
20	産業振興課	・市報等の掲載については人権の視点に立った内容を心がけ、担当者だけでなく複数の職員の目を通しチェックする。また、場合によっては関係部署等にも相談するなどの体制を取る。	・常に複数のチェックを心掛け、人権の視点に立ったチェックを行った。	・今後も人権の視点に立った内容作成、複数チェックを引き続き心掛ける。

1. 行政全体としての取組 (1-3 人権に関する情報提供等)

第2次嘉麻市人権教育・啓発実施計画（令和5年度 実績他）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
21	住宅課	・住宅課で作成する市営住宅入居募集のしおり、入居者に対する通知等では、誰にでもわかりやすい表現方法を心がけ、情報提供に努める。	・作成した市営住宅入居募集のしおり、入居者に対する通知等で、わかりやすい表現方法を心がけ、情報提供に努めた。	・目標としていた取り組みは実行できたので、今後も継続して行っていく。
22	土木課	・市民に向けた文書等の作成にあたっては、わかりやすい表現に努める。	・工事による規制及び情報は、附近の住民、利用者に対しての案内、説明文書等で情報提供が図れた。	・引き続き、工事による規制及び情報は、わかりやすい表現での情報提供に努める。
23	会計課	・案内表示等、人権の視点に立って作成し、わかりやすい情報提供に努める。	・人権の視点に立った、わかりやすい窓口対応に努めた。	・引き続き、人権の視点に立った、わかりやすい窓口対応に努める。
24	水道局	・情報発信を行う際には、人権の視点に立ち、わかりやすい内容にすることに努める。	・市報等で情報提供を行う場合は、相手の視点に立ったわかりやすい情報提供を行うことができた。	・今後も相手の視線に立ったわかりやすい情報提供を行う。
25	教育総務課	・人権の視点に立った情報提供を行う。	・広報紙等への掲載内容については、市民にわかりやすい表現となるように努めた。	・引き続き人権の視点に立った情報提供を行っていく。
26	学校教育課	・市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。	・学校だよりや保護者への文書等では、難解な漢字にはルビを打つなどユニバーサルデザインを意識して作成を行った。	・常用漢字でも難解な漢字については、ルビを打つなど配慮することができた。外国語を母語とする方や、点字を必要とする方への対応ができていない。
27	学校施設課	・市報等による市民周知等の際は、人権の視点に立った掲載を行う。	・市報等への掲載の機会はなかったが、報告等の情報提供の際には人権の視点に立つことを心がけた。	・今後も人権の視点に立った情報提供に努める。
28	生涯学習課	・啓発冊子の作成（他課との共同作業）年1回発行 市報への掲載や市が発行するチラシ、ポスター等において、人権の視点に立った表現を行う。	・啓発冊子については、教科書無償化運動をテーマとし、高知県長浜地区から各地に広がった教科書無償化運動についての内容とした。教科書無償化運動の歩みを、よりわかりやすく伝えることができた。市報等においては、誰もがわかりやすい表現を行った。	・啓発冊子の作成（他課との共同作業）年1回発行 市報への掲載や市が発行するチラシ、ポスター等において、人権の視点に立った表現を継続して行う。
29	スポーツ推進課	・ホームページ及び市報への掲載には、人権の視点に立ち、わかりやすく丁寧な表現方法を心がけた情報提供に努める。	・ホームページ、広報かまへの掲載は、簡潔でわかりやすい内容の記載を行った。	・継続して、人権の視点に立ち、わかりやすく、丁寧な内容の記載に努める。
30	議会事務局	・議会だより発行の際は、人権の視点に立って作成する。	・議会だよりの作成にあたっては、人権を意識し作成に取り組んだ。	・継続して、人権の視点に立ち、わかりやすく、親しまれる議会だよりの発行に努める。

1. 行政全体としての取組 (1-3 人権に関する情報提供等)

第2次嘉麻市人権教育・啓発実施計画 (令和5年度 実績他)

No.	課(局)名	事業概要		
		令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
31	監査委員事務局	・広報紙やホームページ等への掲載の際は、人権の視点に立って作成し、住民へのわかりやすい情報提供に努める。	・広報紙やホームページ等への掲載の際は、人権の視点に立って作成し、住民へのわかりやすい情報提供を行った。	・今後も人権の視点に立って作成し、住民へのわかりやすい情報提供を行う。
32	碓井総合支所	・情報提供を行う際は、人権の視点に立ったうえで、住民に対し、正しい知識と理解が深められるような内容とする。	・住民に対し、人権の視点に立った、理解しやすい情報提供を行った。	・住民に対し、人権の正しい知識と理解が深まるような、情報提供を行うよう努める必要がある。
33	山田総合支所	・情報提供を行う際は、人権の視点に立ったうえで、住民に対し、正しい知識と理解が深められるような内容とする。	・住民に対し、人権の視点に立った、理解しやすい情報提供を行った。	・住民に対し、人権の正しい知識と理解が深まるような、情報提供を行うよう努める必要がある。
34	嘉穂総合支所	・情報提供を行う際は、人権の視点に立ったうえで、住民に対し、正しい知識と理解が深められるような内容とする。	・住民に対し、人権の視点に立った、理解しやすい情報提供を行った。	・住民に対し、人権の正しい知識と理解が深まるような、情報提供を行うよう努める必要がある。
35	人権・同和対策課	・人権のつどいポスター等の作成及び啓発冊子の発行(年1回) 見やすさを心がけるとともに、啓発冊子については手に取って見開いていただけるようイラストや色合いなど工夫し、人権に関する情報を正しく伝えられるものの提供に努める。	・人権のつどいポスター等を作成し、市の公共施設だけでなく、駅や金融機関等に掲示してもらった。 ・啓発冊子については、教科書無償化運動をテーマとし、高知県長浜地区から各地に広がった教科書無償化運動について作成した。	・ポスターについてはデザイン等を工夫するとともに掲示場所を広げたことで、多くの問い合わせをいただいた。 ・啓発冊子についてはイラスト等を用いてわかりやすく作成することができたと考える。 ・引き続き人権に関する情報を正しく伝えられるようデザインや周知方法、紙面について工夫していく必要がある。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
1. 部落問題	① 就学前・学校教育	01-1-1	人権・同和教育の推進	幼児期から集団での遊びなどの体験を通して、豊かな人間関係を築くための基本的な教育を推進する。	こども育成課	・人権について、絵本等を使用して分かりやすく子どもたちに説明し、理解を深める。	・子ども達に対して、絵本等を使用しながら分かりやすく話をし、理解を深めた。	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。
		01-1-2		小・中学校においては、道徳の時間等で差別や偏見、誤りに気づくために権利を学び、差別を許さない基本的な教育を推進する。		学校教育課	・人権が尊重される「人間関係づくり」を基盤とした人権尊重の心を育てる道徳科の充実	・年間指導計画に基づいて、35回以上（小学1年は34回）の道徳授業を実施した。
		01-1-3	学校教育における人権尊重の推進	道徳や各教科、全教育活動を通じ、人権尊重の意識育成を推進する。	学校教育課	・人権に関する知的理解と人権感覚の育成	・各学校において、人権教育全体計画及び指導計画に基づいて取組を推進した。	・各学校の課題に応じた、学習を行うことができた。新たな人権課題等の人権に関する授業内容の充実・改善を行う必要がある。
		01-1-4	人権教育推進委員会等校内推進体制の機能の充実・強化	児童生徒一人ひとりの人権に配慮し、「児童の権利に関する条約」の趣旨を活かした教育活動を展開する。	学校教育課	・言語環境づくり ・ユニバーサルデザインの視点に立った学習環境づくり	・ユニバーサルデザインの視点に立った学習環境づくりに関する校内研修を実施した。 ・学習者からの視点に立った授業づくりについての校内研修を実施した。	・掲示物の配置場所の工夫など、ユニバーサルデザインの視点に立った教室環境整備を進めることができた。教員の若年化が進んできており、「児童の権利条約に関する条約」についての職員研修を行う必要がある。
		01-1-5	奨学金制度の充実	奨学金制度を積極的に活用されるよう周知徹底を図り、経済的に厳しい子どもに対し実効ある進路を支援する。	教育総務課	・市ホームページや広報誌、各学校への周知を積極的に行い、申込者の増を図る。	・奨学金貸付者数 7名 （1次2次募集を含む）	・今後も継続して行う。なお令和6年度は、奨学金に係る入学支度金の制度について調査・検討を行う。
		01-1-6	研修の充実と指導力の向上	教職員の研修意欲や指導力を身につけるため、実践を踏まえた研修を実施する。	学校教育課	・校内研修及び校内実践交流会の実施	・全小中学校で校内研修及び校内実践交流会を実施した。	・全小中学校で研修会を実施したことで教職員の指導力の向上に取り組むことができた。若年教員の人権問題に対する認識を深めるための研修会の充実を進める必要がある。
	② 社会教育	01-2-1	人権・同和教育の推進	解放学級や解放子ども会など人権教育の推進を図るため、広く地域住民を対象に部落問題をはじめとした人権に関する多様な学習機会の提供を行う。	生涯学習課	・学校と協力し、学習計画の立案、自主的・主体的な学習活動の推進等継続的な支援を行う。	・解放学級49回・識字学級44回 解放学級については、コロナ禍以降、1学級休講が続いているが、7学級中6学級が開講した。識字学級では、様々な教材を活用し、学級生それぞれが学習内容を深めることができるよう支援を行い、学習の場と機会の確保を図ることができた。 ・解放子ども会40回 解放子ども会については、小・中学校と協力しながら、子どもたちの部落問題をはじめ、あらゆる人権についての正しい認識と理解が深まる活動となるよう、支援を行うことで、差別に立ち向かえる子どもの育成を図ることができた。	・解放学級の学級生自らの学習活動を推進し、学習内容の工夫・充実を図り、さらに、学習の機会を持つとする意識になるよう働きかけ、学びの継続となるよう支援していく。 ・解放子ども会の補助事業の目的及び内容となっているか、注視し、また事業展開が子どもたちの部落問題学習の深まりとなっているか、継続して支援を行っていく。
		01-2-2		図書館において、人権コーナーを設置し、人権・部落問題関係資料を配置するなどして広く住民に提供する。	生涯学習課	・引き続き人権コーナーを設置する。また、同和問題啓発強調月間、人権週間に合わせ、特集展示コーナーを設け、人権問題について学ぶ機会を提供する。	・常設の人権コーナーの他に、同和問題啓発強調月間や人権週間に合わせ、啓発ポスター等の掲示とともに特集展示コーナーの設置を行った。	・特集展示コーナーを設置することで、人権問題について周知する機会を設けることができた。 ・今後も関連資料の整備充実に向けていく必要がある。
		01-2-3	市人権・同和教育研究協議会助成	行政職員等の人権・部落問題の早期解決に向けた研究・実践を支援し、市職員及び教職員の自主的学習活動の活性化を図る。	生涯学習課	・嘉麻市人権・同和教育研究協議会活動補助における財政支援・補助金交付を行う。	・嘉麻市人権・同和教育研究協議会に補助金を交付し、自主的な研修に対する財政支援を行った。更には嘉麻市主催の職員研修会等への参加を継続して促進した。	・部落問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい認識と理解を深め、職員が自主的・主体的に行動することが出来るよう継続して取り組んでいく。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
1. 部落問題	② 社会教育	01-2-4	社会教育関係団体指導者育成	概ね取組が実施出来ているため、今後も引続き研修会等に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。	生涯学習課	・各種団体に、総会等における出前講座の活用を促進する。	・少年補導委員総会時に行った。	・他の各種団体に対し、総会又は研修会時に開催するよう促進していく。
	③ 住民に対する啓発	01-3-1	人権・部落問題地域研修	人権意識の高揚を図るための啓発活動として、行政区を単位として、希望に応じると共に、積極的に働きかけて実施する。参加者の要望等に応じた人権ビデオを視聴後、指導員による問題提起を行う形式の研修を行う。 また、人権・部落問題を正しく理解してもらうため、希望するサークル、団体等を対象に、人権ビデオの視聴及び講演による出前講座を推進する。	生涯学習課	・第5次嘉麻市教育アクションプランに掲げる目標値地域等での人権・部落問題研修会の実施（28回）	・人権・部落問題研修会22回 行政区をはじめ、団体やサークルにおいて研修会を開催し、人権意識を高めることができた。 ・「人権パネル」展を年2回開催し、人権感覚を高める機会と場の提供を確保した。	・地域における行政区や団体、サークル等において、生活の中にある人権について考えていこうという意識の醸成が図られ、学習の場を設けてもらえるよう継続して働きかけていく。また、社会状況に応じた個別の人権課題及び地域のニーズに合った研修となるよう研修内容の工夫改善に努める。
		01-3-2	人権・部落問題啓発	住民の人権意識の高揚を図るため、人権講演会等を開催及び啓発冊子等の作成・配布を通じて、人権・部落問題に対する正しい理解を深める啓発に努める。	人権・同和対策課	・嘉麻市「人権のつどい」講演会の開催 年2回 (目標参加人数 1回あたり300人) ・人権・部落問題に関する啓発冊子の発行 年1回 ・その他ホームページなどを利用した啓発	【人権のつどい】 ・同和問題啓発強調月間（7月） 映画「破戒」の上映（参加数262人） ※午前、午後2回上映 ・人権週間（12月） 講演会「私らしくあなたらしく、誰もが自分らしく生きられる社会に向けて」（参加数252人）	・映画上映について午前と午後2回実施を試みた。7月、12月いずれもアンケートにおいて7割以上の参加者が「良かった」と回答していた。 ・参加者の多くが50歳代以上となっている。若年層をいかに呼び込むかについて検討していく必要がある。
		01-3-3	市広報紙による啓発	同和問題啓発強調月間及び人権週間等では、啓発記事を広報紙に掲載し啓発に努める。	人権・同和対策課	・同和問題啓発強調月間及び人権週間、その他情報の発信に努める。広報嘉麻への講演会の掲載 年2回	・同和問題啓発強調月間（7月） 広報嘉麻に加え、街頭啓発、HP、SNS、ポスターの掲載、デジタルサイネージ等により周知を図った。 ・人権週間（12月） 広報嘉麻に加え、HP、SNS、ポスターの掲載、デジタルサイネージ等により周知を図った。	・広報をはじめ、様々な媒体を通じて市民への周知を行った。より周知効果を高めるためにさらに工夫を重ねていきたい。
	④ 地域における啓発	01-4-1	隣保館運営事業	地域社会の中での福祉の向上や地域住民の交流拠点施設及び人権啓発の核となるコミュニティーセンターとして、生活相談体制の充実を図り、人権問題解決に向けた各種講座の開設や人権啓発活動事業を積極的に実施する。 通年を通して、うすい人権啓発センターあかつきや嘉穂隣保館で実施する講座等を通じて、人権問題に関する研修を行い、人権意識の普及高揚を図る。	人権・同和対策課	・各種交流教室の実施 年323回 ・研修会の実施 年4回	・交流教室の実施 年 316回 ・研修会の実施 年 5回	・相談事業や交流事業の実施回数は計画どおり取り組むことができたが、参加者の減少など、交流教室の計画見直しを検討する必要があると思われる。 ・また、人権・部落問題に対する理解を促進し、市民の生活の安定・向上及び人権意識の高揚を図る場の提供はできた。また、引き続き職員のスキルアップに取り組み、人権・部落問題に対する理解を深めるための事業を行っていく。
		01-4-2	地域住民への啓発	関係各課と連携しながら、地域の実情にあった人権問題についての研修の充実を図る。	人権・同和対策課	・地域の実情にあった人権問題についての研修会参加に努めること及び参加を促すため、様々なツールを利用した情報発信を行う。	・「嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例」について、いろいろな場面で情報等を提供し、周知に取り組んだ。	・未だ当条例については認知度が高くないと考えられるため、周知に関し新たな手法について検討する必要がある。引き続き様々な方法を検討し、周知に努めていきたい。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
1. 部落問題	⑤ 事業主に対する啓発	01-5-1	事業主及び企業内人権・部落問題研修会の推進	事業主を対象にした人権・部落問題研修会の開催や事業主の目的に合わせた研修会・学習会を推進し、人権意識の高揚を図る。	人権・同和対策課	・事業所の人権意識の高揚を図ることを目的に、嘉麻市指名願い「地域貢献活動評価項目」の取組を引き続き実施。 ・生涯学習課と協力した啓発活動に努める。	・人権意識の高揚を図ることを目的とした、事業主人権・部落問題研修会を関係部署と連携し開催した。	・運営について、関係部署との協力体制は構築されている。引き続き事業所の更なる人権意識の向上のため参加事業所の増加を図っていく必要がある。
					生涯学習課	・第5次嘉麻市教育アクションプランに掲げる目標値事業主人権・部落問題研修会の参加事業所数（88事業所）	・事業所における人権問題の意識を深めることを目的とした、事業主人権・部落問題研修会を開催した。（参加事業所：73事業所）	・事業所の人権意識の向上のための研修会開催について、関係部署との協力体制を図りながら、継続して実施していく。
	⑥ 「非」の同和排除（似）	01-6-1	関係団体との連携・協力推進体制	関係機関・関係団体と連携し、啓発活動の推進とエセ同和行為の排除及び指導・助言等を実施する。	人権・同和対策課	・関係機関・関係団体と連携し、啓発活動を推進する。 ・エセ同和行為排除に向けた取組を行っている人権擁護委員と連携し事業所への啓発（年1回）を実施	・人権相談に関し、人権擁護委員と連携して取り組んでいる人権相談所を開設した。	・エセ同和行為発生時に的確な対応ができるよう、相談体制の維持や事業所をはじめ、市民等への周知を継続していく必要がある。
2. 女性の人権問題	① 男女共同参画意識の啓発	02-1-1	女性と男性が共に地域活動に参加することの啓発	家庭や地域活動における固定的な性別役割分担意識を是正するため、男女共同参画の視点に立った意識啓発や研修・講座を実施する。	男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき行政区長、農業委員等への女性登用に向けた啓発を行い、その進捗管理を行っていく。	男女共同参画社会基本計画に基づき進捗管理を行った。 ・令和5年4月現在における行政区長のうち女性区長の割合11.9%	・今後も継続して実施する。
					男女共同参画推進課	・固定的な性別役割分担意識を是正する視点に立ち、男女がともに育児や介護を担う意識を醸成するための啓発に努める。	・男女共同参画社会基本計画に基づき子育て支援・介護支援の充実を図り、その進捗管理を行った。	・今後も継続して実施する。
		02-1-2	男女が共に担う子育て・介護支援の啓発	男女が共に子育て・介護支援を担うことの重要性についての啓発及び制度の見直しを行う。	高齢者介護課	・男女共同参画関連の研修に参加し、男女が介護など共に担うことの重要性について啓発を行う。	・男女共同参画関連の研修に参加し、課内の職員に伝達した他、出前講座では男女が共に介護支援を行うことの重要性について啓発を行った。	・研修会の内容を課内で共有することで、全体の意識高揚に繋げることができた。出前講座では、今後も男女が共に介護支援を行うことの重要性について、啓発していきたい。
					こども育成課	・送迎時や保育参観等において、保護者に対し啓発を行なう。	・保護者送迎時において子育て支援を担う重要性について啓発を行った。	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。
					子育て支援課	・相談対応や各事業実施において、男女が共に担う子育ての視点に立った対応を行う。	・男女が共に担う子育ての視点に立った対応ができた。	・今後も継続して対応を行う。
		02-1-3	男女共同参画教育の充実	就学前教育、学校教育における男女共同参画意識の育成を図ります。	こども育成課	・性別で分けたりすることなく、子どもの意思を尊重しながら保育を行い、男女共同参画意識の育成を図る。	・性別で分けたりすることなく、子どもの意思を尊重しながら保育を行うことにより、男女共同参画への理解を深めた。	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。
					学校教育課	・「学ぼうそして行動しよう」の冊子を活用した授業づくり	・各学校において、冊子を活用した授業を行った。	・総合的な学習や教科等の時間で冊子を活用して学習を行うことで、男女共同参画意識を育成することができた。今後は、実施回数や内容の充実を図る必要がある。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
2. 女性の 人権問題	② 女性活躍の推進	02-2-1	市の審議会等への女性の参画の拡大	審議会への女性委員の登用を促進し登用率40%を達成するために計画的に推進する。また、市における女性職員の採用と職域の拡大を促進する。	人事秘書課	・令和8年度までの目標である女性登用率50%以上の目標値に到達するよう今後も継続して女性委員のいない審議会等に対し、あて職の見直しや委員選任の際の人事秘書課との協議など、女性委員の登用を促進するための取組を行う。	・女性委員登用率：40.9%（令和5年4月1日時点）	・前年度と比べ女性委員登用率が低下しているが、団体推薦などによる委員に対して女性登用を促していく。
					男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき審議会等への女性委員の登用率50%の目標に向けた取組を進める（令和4年11月現在42.8%）。	・男女共同参画社会基本計画に基づき進捗管理を行った。（令和5年4月1日時点：審議会等の委員のうち女性委員の割合40.9%）	・今後も継続して実施する。
	③ 女性に対するあらゆる暴力の防止	02-3-1	女性に対する暴力防止・配偶者等からの暴力防止のための広報・啓発の推進及び調査実施	女性に対する暴力防止・配偶者等からの暴力防止について、広報紙やホームページなどを通じて情報提供及び啓発を行うとともに、暴力防止のための調査を行う。 母子・父子自立支援員、家庭児童相談員及び保健師や、地域の民生委員児童委員・人権擁護委員及び教職員等と連携し、女性に対する暴力防止を推進する。	男女共同参画推進課	・嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画に基づき、DV防止のための啓発を市広報紙等を通じて随時行っていく。 ・関係各課及び関係機関と連携し女性に対する暴力防止を推進する。	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）において、市広報紙等で啓発記事を掲載、各公共施設においてポスター等の掲示のほか、デジタルサイネージ・LINE・Twitter配信による啓発を行った。（うすい道の駅及び本庁前において子育て支援課と連携して啓発活動を行った）	・今後も継続して実施する。
					人権・同和対策課	・関係課及び関係機関との連携を図りHPなどを活用した啓発を推進する。	・11月の強化週間に「女性の人権ホットライン」について、大画面モニターなどによる周知及びポスターの掲示を行った。 ・HPによる強化週間などの周知を行った。 ・啓発冊子にて「女性の人権ホットライン」を紹介。（全戸配布）	・関係機関及び関係課との連携し、「女性の人権ホットライン」をはじめとする女性の人権に関する専門の相談窓口の周知に努める。
	④ 相談窓口・相談体制の充実	02-4-1	相談窓口の設置	配偶者等からの暴力被害を未然に防止し、その拡大を最小限に抑えるために、女性に関わる様々な相談に応じることができる相談窓口を設置する。	男女共同参画推進課	・女性相談窓口を設置し、婦人相談員がDV問題に関する相談のほか、女性に関わる様々な相談に応じる。	・女性相談窓口を設置し、専門の婦人相談員によるDV相談をはじめとする各種の女性相談に応じた。	・今後も継続して実施する。
					人権・同和対策課	・人権相談に来たDV被害者に対応できるよう備えるとともに、人権相談窓口の周知と充実を図る。	・随時対応できるよう体制を整えているが、DV被害に関する相談はなかった。	・DV被害者の相談があった際に的確に対応できるよう、今後も継続して関係課との連携を図っていく。
		02-4-2	保護体制の確立及び被害者自立のための支援	配偶者等からの暴力を受けた被害者が、安全で迅速に保護される体制づくりと、配偶者等からの暴力の防止及び安心して自立できるように、関係課及び関係機関との連携を密にし、情報の共有化や問題解決に向けた取組を行う。	男女共同参画推進課	・嘉麻警察署や田川児童相談所等の関係機関を構成メンバーとする嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会のほかDV被害者支援庁内連絡会議を設置しDV問題に対する情報共有及び総合的な対策支援を行う。	・DV被害者支援庁内連絡会議の実施：1回（6月） ・嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会の実施：1回（9月）	・今後も継続して実施する。
					人権・同和対策課	・常に関係課との連携を保ち、DV被害者からの相談の折は、マニュアル等を活用し問題解決に取り組む。	・相談業務において問題解決につなげることができるよう嘉麻市DV被害者支援庁内連絡会議での情報を課内で共有し、準備を行った。	・DVに関する相談はなかったが、今後も継続実施する。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
2. 女性の 人権問題	⑤ 推進体制の充実	02-5-1	教職員等への男女共同参画に関する研修の充実	学校に勤務する全ての職員を対象に男女共同参画の理念に基づく児童・生徒の指導法や研修を推進する。	学校教育課	・校内研修（講師研）を実施する。	・男女共同参画の理念に基づく生徒の関わり方や学習指導の在り方について、校内研修を実施した。	・全ての学校で校内研修を実施することができた。しかし、コロナ禍のため、講師を招聘した校内研修を実施できなかった学校もあった。
		02-5-2	市職員、就学前教育関係者への男女共同参画に関する研修	男女共同参画に関する研修を実施し、市職員、市内全ての幼稚園・保育所等の幼児教育に係わる職員への推進体制の充実を図る。	人事秘書課	・職員一人ひとりが様々な人権問題についての正しい理解と行動ができるよう人権・部落問題研修会を実施する。併せて、福岡県男女共同参画センター主催のDVやハラスメント等の基礎知識（実態や法律など）や人権学習を行っている福岡県市町村職員研修所の階層別研修に職員を派遣する。	・職員一人ひとりが様々な人権問題についての正しい理解と行動ができるよう人権・部落問題研修会を実施した。併せて、福岡県男女共同参画センターが主催するDVやハラスメント等の基礎知識（実態や法律など）の研修に多数職員を受講させることができた。	・今後も人権・部落問題研修を実施し、職員一人ひとりが意識を持つことができる環境を整えていく必要がある。
					男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき市職員に対して男女共同参画に関する研修及びDV防止に関する研修を実施する。	・男女共同参画研修の実施：1回（11月） ・DV防止研修の実施：1回（7月）	・今後も継続して実施する。
					こども育成課	・保育所職員に対し男女共同参画推進研修を実施する。	・男女共同参画に関する研修を実施した。（1回）	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。
		02-5-3	市女性職員への男女共同参画に関する研修の充実	「嘉麻市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍を推進する。	人事秘書課	・令和8年3月までに女性職員の割合を係長40%以上、管理職（課長補佐以上）25%以上にする計画に基づき推進する。また、研修については、嘉飯圏域定住自立圏形成推進会人材育成部会で「女性キャリアアップ研修」を実施する。	・令和5年4月1日時点 係長：39.1% 管理職（課長補佐以上）：28.2%	・順調に推移しているため、引き続き適切な昇格等を行っていく。
男女共同参画推進課	・女性活躍推進のため男女共同参画社会基本計画に基づき市女性職員の活躍推進を図っていく。				・入庁3年～4年の正規女性職員を対象とした女性職員キャリアデザイン研修を飯塚市・桂川町と合同で実施した。	・今後も継続して実施する。		
3. 子どもの 人権問題	① 子どもの健全育成	03-1-1	学校評議員制度の活用	学校評議員制度を活用し、学校に対し情報や意見の提供を受け、地域・家庭・学校との連携、協力の強化を図り、子どもの健全育成に努める。	学校教育課	・学校への情報、意見、評価等を保護者や地域住民等との連携強化のためにホームページで公開	・全ての学校でホームページを使った連携強化の取組を行うことができた。	・ホームページの更新を短期間で行い、最新の情報を地域住民に提供することができた。ホームページ更新が学校によって差があり、更新時期について、改善を図る必要がある。
		03-1-2	地域での安全対策	青少年の悩み解消や、いじめ・非行の未然防止のため、必要な施策や情報資料の整備及び関係機関との連携・協力の強化を図り、青少年の健全育成に努める。また、犯罪等から未然に防ぐ防犯活動や通報制度の確立、不審者情報の共有など地域全体での防犯体制の確立を推進する。	防災対策課	・ホームページ等で防犯に関する情報及び不審者情報の提供等の広報活動による啓発を行う。	・関係機関と連携し、不審者事案発生時には情報共有を行い、ホームページ等により注意喚起を行った。	・関係機関との連携をさらに密にし、不審者事案等について素早い情報提供を行う。
					学校教育課	・学校防犯体制整備事業として学校支援専門員（警察OB）やスクールガードリーダーを配置し、防犯メール等に配信、青パト巡回により防犯に努める。	・学校支援専門員（警察OB）やスクールガードリーダーを校区ごとに役割分担をして配置し、青パト巡回及び学校訪問等により防犯に努めた。	・学校支援専門員（警察OB）が定期的な学校訪問を行い、学校と連携しながら防犯体制等について指導助言を行った。今後も全ての学校できめ細かな助言・指導を徹底し、組織的な危機管理意識の徹底に努める。
					生涯学習課	・少年補導委員を委嘱し、年間を通して定期的な巡回指導及び街頭指導を行う。（年間24回）	・年間を通して定期的な巡回指導及び街頭指導を行った。（年間24回）	・取組みは目標通り達成できたが、委員の高齢化が進み、減少傾向にあるため、委員の確保に努める。
03-1-3	団体等育成・支援	子どもの健全育成を目的に活動する団体に対し助言すると共に、主体的な活動が出来るよう支援する。また、青少年団体の活動を推進するとともに、人権確立の担い手の育成を図る。	生涯学習課	・各団体の活動継続のため指導・助言を行うとともに、団体の実情に応じた支援を行う。	・各団体の定例会議等において指導・助言を行った。	・高齢化、固定化が進んでいることから、人材育成等を進める必要がある。自主的な運営に向けた指導・助言をするためにも、情報収集、資質向上等に努めていく。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
3. 子どもの人権問題	① 子どもの健全育成	03-1-4	青少年体験活動推進	生きる力を育むための子ども会活動や自然体験活動、基本的生活習慣確立のための通学合宿を通して、仲間づくりや一人ひとりを大切にすることを育む。	生涯学習課	・小学生を対象とした「通学合宿を」を地域と協働して実施する。	・通学合宿0回	・コロナ感染が続いていることから今年度も中止となったが、実行委員会を定期的に開催し体制の維持に努めた。
		03-1-5	地区公民館青少年育成	地区公民館を核にして、学校、家庭、地域の三者の連携により地域コミュニティと青少年の健全育成を図る。	生涯学習課	・小学生を対象とした「ときめき学習やひろば事業」を地域と協働して実施する。	・ときめき学習31回 ・ひろば事業9回	・地域の方々と時期や内容を検討しながら協働して実施できたことで、子どもたちの健全育成が図れた。
		03-1-6	プロジェクトK事業	コーディネーショントレーニングにより、子どもの身体と脳への刺激を通じて、運動能力の向上だけでなく豊かな知性や感性を育てていく。	スポーツ推進課	・市内保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校、義務教育学校においてコーディネーショントレーニングを実施する。	・私立保育園、私立幼稚園、私立認定こども園12園においてコーディネーショントレーニングを実施した。 ・市内小学校全8校においてコーディネーショントレーニングを実施した。	・継続してコーディネーショントレーニングの実施し、子どもたちの知性や感性の育成に努める。
		03-1-7	学童保育	保護者の就労等による留守家庭児童の健全育成のため放課後市内7学童保育所において放課後保育事業を実施する。	こども育成課	・学童保育所事業の実施（市内7カ所）	・市内7カ所の学童保育所の運営を行った。	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。
		03-1-8	教育相談・就学相談	児童生徒、保護者の悩みや課題を解決するために家庭、学校、地域関係機関等と連携しながら助言や支援を行い、子どもの健全育成を図る。	子育て支援課	・教育相談、就学相談事業のチラシを配布し、周知を行う。 ・学習等支援室にて、学習支援、生活支援を行い、社会的自立のための支援を行う。	・教育相談、就学相談のチラシを学校等に配布し、周知を行った。学習等支援室では、生活支援を中心に個々に応じた支援を行った。	・学習等支援室において、引きこもり傾向及び不登校児童生徒に対して、高校進学等の支援を継続的に行うなど、目標達成の一助となっている。
					学校教育課	・毎月、学校生活アンケートを実施し、結果をもとに児童生徒の教育相談を実施 ・子育て支援課と連携しスクールカウンセラー等専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言・支援体制の充実を図る。	・全ての学校で、毎月学校生活アンケートを実施し、学期に一度ははじめに特化したアンケートを実施した。また、子育て支援課と連携し、スクールカウンセラー等専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言等を行った。	・全ての学校で、毎月学校生活アンケートを実施し、学期に一度ははじめに特化したアンケートを実施した。また、子育て支援課と連携し、スクールカウンセラー等専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言を行うことで支援体制の充実が図られた。
		03-1-9	不登校対策支援	不登校傾向、不登校児童生徒の不登校解消のために、当該世帯が抱える課題解決に向けた支援を行う。	子育て支援課	・家庭環境を含めた総合的な福祉支援を行うため、教育相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、世帯が抱える課題の解決に努める。	・保護者との面談や家庭訪問を行い、当該世帯が抱える課題の解決を目指して継続的な支援を行った。	・教育相談員等により、不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指した支援ができた。
					学校教育課	・保護者、児童生徒が抱える悩みや課題の解決のために関係機関と情報共有・連携し、対応する。	・各学校における不登校の予防的取組や不登校児童生徒への支援内容等の情報共有と指導を行うための不登校対策会議を実施した。	・不登校予防に向けた早期の取組を充実させるため、不登校対策会議の早期開催と取組の検証を図り、すべての学校で実効性のある効果的な取組の実施に努める。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
3. 子どもの人権問題	② 児童虐待等について	03-2-1	乳児家庭全戸訪問	生後4ヶ月までの乳児のいる世帯を家庭訪問し、子育てに関する相談、情報提供及び養育環境の把握等を行い、児童虐待の未然防止を図る。	子育て支援課	・乳児家庭全戸訪問の際に、リスクの有無を把握し、支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業による支援へ適切に結び付ける。また、特に支援が必要な家庭については、要保護児童対策地域協議会の調整機関である家庭教育相談支援係と連携を行い、児童虐待の未然防止を図る。	・訪問対象件数144件/実施件数144件（実施率100.0%）乳児家庭を訪問し、子育てに関する相談、情報提供及び養育環境の把握等を行い、必要な場合には家庭教育相談支援係と情報共有し連携支援を行った。	・引き続き子育てに関する相談、情報提供及び養育環境の把握を行い、児童虐待の未然防止及び早期発見に努める。
		03-2-2	育児体験学習	生命や人権を大切にすることを目的に、中学生による幼稚園・保育所での保育実習などを行い園児との交流、また、小学生と就学前の保育・幼稚園児と交流を図る。	こども育成課	・中学生による職場体験、保育体験の実施	・学校からの受入要請がなかったため未実施。	・関係機関と連携し交流を推進する。
					学校教育課	・職場体験学習や保育体験を実施する。	・コロナ感染対策のため、職場体験学習や保育体験は全ての学校で実施できなかった。しかし、オンライン形式で職業調べや講師を招いての学習会を実施するなどキャリア教育を推進した。	・中学生による幼稚園・保育所での保育実習などを行い、園児との交流を通して生命や人権を大切にすることを学ばせる。
	03-2-3	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。	子育て支援課	・関係機関と連携し、児童虐待の未然防止、早期発見に努める。 ・要保護児童対策地域協議会の開催（代表者会議年間1回、実務者会議年間3回、個別ケース会議 随時） ・児童虐待の未然防止、早期発見のため、市民に対し啓発活動を行う。	・要保護児童対策地域協議会（代表者会議1回、実務者会議3回、ケース会議40回）を開催し、要保護児童等及びその家庭に関する情報を共有し、要保護児童等に対する支援内容を協議した。	・関係機関との情報共有により、対応ができています。実務者会議等により、専門性・対応力向上に努める。	
	③ 子育てについて	03-3-1	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施するための拠点において、関係機関と連携のもと妊産婦等への支援の充実を図る。	子育て支援課	・母子手帳交付から訪問事業や乳幼児健診等により、機会を捉え実情を把握し、情報提供、相談、助言、指導を行い、子育て支援の拠点として相談や支援体制の充実を図る。	・母子手帳交付時には保健指導、栄養指導を実施し、全戸訪問から乳幼児健診へ適正な時期に情報提供、相談等を行った。	・妊娠期から切れ目ない支援を実施することができた。引き続き、子育て支援の拠点として相談体制の充実を図る。
		03-3-2	家庭教育支援	地域活動を通して子育て家庭と地域の人たちの交流を図り、地域ぐるみで子育て家庭を支援する。	生涯学習課	・地域ボランティアに事業参加を呼びかけ、家庭と地域の交流を図ることで子育て家庭を支援する。	・コロナ感染症の5類移行後、高校生ボランティアのみ呼びかけを実施した。（延べ24人参加）	・地域ボランティアの参加を再開し、地域ぐるみでの子育て支援に努めていく。
		03-3-3	良好な生活環境の整備	公共の施設や交通機関などのバリアフリー化を推進する。	土木課	・市道及び公園の整備にあたっては、関係条例に基づきバリアフリー化を推進する。	・インクルーシブ遊具、車いすの進入が可能な車止めを設置。	・市道については、用地買収を含めた道路改良を計画的に実施する必要がある。 ・公園については、引き続きインクルーシブ遊具の設置を推進していく。
		03-3-4	乳児家庭全戸訪問・児童等相談	助産師等による乳児のいる全家庭への訪問支援により、適切なサービス提供に結びつける等、環境整備を図る。また、家庭児童相談員を配置し、家庭等における児童に関する相談に応じ、適切な児童養育及び家庭児童福祉の向上を図る。	子育て支援課	・対象世帯全戸を目標に、専門職による家庭訪問により、情報提供、助言、指導等を適切に行う。 ・医療機関等の関係機関と連携した支援を行う。 ・家庭児童相談員が児童に関する相談に応じ、児童虐待のリスクがある世帯を把握した場合、要保護児童対策地域協議会と連携し対応する。	・全戸訪問（実施率100.0%）を行い、助言、支援を行った。関係機関と情報を共有し、児童虐待の早期発見に努め、児童に関する相談を実施した。	・継続して乳児全戸訪問実施率100.0%を目標とし、必要な支援に繋げるために、関係機関との情報共有、連携に努める。また、児童虐待リスクが高い家庭については、要保護児童対策地域協議会との連携の強化を図る。
		03-3-5	養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問事業等で把握した、保護者への養育支援が特に必要と認められた世帯へ訪問し、養育に関する相談・指導・助言等の支援を行う。	子育て支援課	・定期的に家庭訪問を実施し、保護者との信頼関係を築きながら養育に関する助言を行う。母子保健係と連携し、養育に関して特に支援が必要な家庭を把握し、対応する。	・家庭訪問を実施し、養育に関する相談に応じ、適切な養育が行われるよう助言した。必要に応じて、関係機関と連携し、課題の解決に努めた。	・養育に関する相談に応じ、継続的な支援をすることで養育者の育児不安の解消につながっている。 ・養育環境の改善がみられない世帯については、スモール目標を立て対応していく。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
3. 子どもの人権問題	③ 子育てについて	03-3-6	子育て支援事業	育児不安等への相談・助言を行う支援事業、子どもの病気回復期、又は仕事等の理由により家庭で保育できない場合に預かるなど、子育てと就労の両立支援を行う。	こども育成課	・病児保育事業の推進 (広域連携事業 2カ所) ・病後児保育事業の実施 (市内 1カ所)	・病児保育事業 広域連携事業2カ所 利用3件 ・病後児保育事業 市内1カ所 利用49件	・病児保育事業の広域利用については、今後も引き続きフリーペーパー、チラシ等にて周知し、利用促進を図る。
		03-3-7	通学等補助金	子育て支援の一環として、通学等補助金を実施し、通学定期券購入の負担を軽減する。	交通政策課	・嘉麻市在住の学生・保護者等に対し、広報・ホームページ等の媒体を活用して、更なる制度の周知を図る。	・広報紙やホームページ等を活用して制度の周知を図った。	・継続して周知活動を行っていく。
	④ 子育てに関する研修の強化 を④子育てに関する研修の強化 職員の資質向上	03-4-1	教職員研修の推進及び体制の強化	児童生徒が発するサインを見逃さず、問題の早期発見・早期対応が出来る組織体制の充実・強化に努める。 また、子育てに関わる職員の資質の向上のため研修会を継続して実施する。	学校教育課	・学校生活アンケートの実施と教育相談 ・児童生徒指導委員会の開催 ・校内研修の実施	・全ての学校で、毎月学校生活アンケートを実施し、学期に一度ははじめに特化したアンケートを実施した。また、そのアンケート結果をもとに児童生徒指導委員会を開催し教育相談を行った。行内研修計画に沿った校内研修を実施した。	・全ての学校で行内研修計画に沿った教職員研修を実施した。今後も継続した研修会の実施とともに、特に若年教員の資質向上を図るための研修会を進める必要がある。
		03-4-2	職員研修事業	人権・部落問題の本質を理解し、人権に対する感覚豊かな職員の育成及び保育に関わる職員の資質向上のための研修会を開催する。	こども育成課	・保育所職員への研修会開催（年1回）	・人事秘書課が実施する職員対象の人権研修に参加し、人権意識の高揚を図った。	・引き続き保育所職員の人権研修への参加を推進していく。
4. 高齢者の人権問題	① 高齢者の生きがいつくりと社会参加の推進	04-1-1	老人クラブ活動の推進	老人クラブへの支援を行い育成に努める。	高齢者介護課	・老人クラブが行う健康増進活動や地域福祉事業、高齢者相互支援事業等に対し、補助金を交付するほか、その活動や組織の活性化を図るための支援を行う。	・老人クラブが行う事業等に対し、補助金を交付し、その活動や組織の活性化を図り、高齢者の生きがいつくりや社会参加に努めた。	・新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことで、従前の事業を実施することができるようになり、高齢者の生きがいつくりや社会参加に繋げることができた。
		04-1-2	交流・健康増進・介護予防事業の推進	おたっしゅクラブや出前講座等を通じて、生きがいつくりや介護予防につなぐ高齢者の交流・健康増進の事業を推進する。	高齢者介護課	・おたっしゅクラブ、出前講座やフレイルサポーター養成講座及びフレイルチェックを実施する。	・高齢者の交流・健康増進の事業の実施 ○おたっしゅクラブ 86回 315人 ○出前講座 95回 ○フレイルサポーター養成講座 1回 ○フレイルチェック 8回	・高齢者の交流・健康増進の事業を実施することにより、高齢者の交流・健康増進を図ることができた。
		04-1-3	生涯学習推進	人材バンク事業の推進を図り、学校や地域の生涯学習活動を活性化する。	生涯学習課	・学校を中心に人材バンクの活用を促進する。 人材バンク派遣回数（年間80回）	・コロナ感染症の5類移行後増加傾向にあり、学校を中心に行った。（年間37回）	・登録者の高齢化と減少に伴い、登録者の確保と活躍できる場の確保に努める。
		04-1-4	公民館活動活性化推進	講座を通して生涯学習を推進し、あわせて積極的な社会参加を図る。	生涯学習課	・地区公民館において講座や教室を開催する。	・公民館講座22講座実施	・地域住民の生きがいつくりの場を提供できた。 ・実際生活に即した講座とするため、ニーズの把握に努める。
	② 高齢者の者推進へ つなぐ環境	04-2-1	相談事業の充実	在宅介護支援センターや高齢者相談支援センター等を含め他課や関係機関との連携・情報共有を行い、相談体制の構築に努める。	健康課	・出前講座や各種健康教室の開催 ・関係機関と連携し、必要に応じ訪問支援を実施	・出前講座 (テーマ：高齢者とうつ) 5回開催 ・健康度測定会： 1回 54人参加 ・健康プラス教室：1回 23人参加	・いずれも多くの高齢者が参加され、健康意識の向上に資することができた。
高齢者介護課					・相談対応する課を含め、他課や関係機関との連携・情報共有を行い、相談体制の構築を図る。	・高齢者からの相談に対応する際には、関係課や関係機関との連携・情報共有を行い、対応するよう努めた。	・今後も関係課や関係機関との連携・情報共有を行い、相談体制の構築を図っていきたい。	

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
4. 高齢者の人権問題	推② 高齢者へのサービス機能の充実と環境づくりの	04-2-2	職員の資質の向上	高齢者に対する保健・医療・福祉に関する担当職員として高齢者の相談・苦情に対し、適切な支援が出来るよう努める。	健康課 高齢者介護課	・関連する研修会等に積極的に参加するとともに、関係各課と連携し適切な支援に努める。 ・接遇やクレーム対応等の研修に参加し、適切な支援を実施する。	・関係各課との円滑な連携、情報共有により、適切な支援を行った。 ・接遇やクレーム対応等の研修に参加し、課内の職員に伝達した他、高齢者の相談・苦情に対し、適切な支援を行うよう努めた。	・研修機会の確保に努め、更なる相談支援体制の充実に努めたい。 ・今後も高齢者の相談・苦情に対し、適切な支援が出来るよう研修会等に参加し、職員の資質の向上に繋げたい。
		04-2-3	地域包括ケアシステムの構築	在宅医療・介護連携推進事業等で関係機関との連携強化を図り、医療と介護、住まいなどの切れ目ないサービス提供体制の構築に努める。	高齢者介護課	・在宅医療・介護連携推進事業関連の研修会等に参加し、サービス提供体制の連携強化を図る。	・在宅医療・介護連携推進事業関連の多職種研修会や5ブロック地域包括システム協議会等に参加し、情報共有やサービス提供体制の連携強化に努めた。	・今後も在宅医療・介護連携推進事業関連の研修会や会議に参加し、情報共有を行うことで、サービス提供体制の連携強化に繋げたい。
		04-2-4	在宅高齢者福祉サービスの充実	生活管理指導員派遣事業や生きがい対応デイサービス事業など、在宅高齢者の支援に努める。	高齢者介護課	・高齢者が介護の必要な状態にならないように予防し、また自立した生活を送ることができるよう各種事業を実施し、高齢者福祉の増進を図る。	・在宅高齢者福祉サービスの実施 生活管理指導員派遣事業 270回 生きがい対応デイサービス事業 165回	・在宅高齢者福祉サービスについては、高齢者の生活実態に応じ、事業内容を検討していきたい。
		04-3-1	ひとり暮らし高齢者等の安否確認	配食サービス事業や緊急通報システム事業により、虚弱等により食事の確保が困難な高齢者や心疾患等を有するひとり暮らし高齢者等の安否確認を行い、見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	・配食サービス事業における配達時の安否確認や緊急通報システム事業における緊急時の対応等により見守り体制の構築を図る。	・ひとり暮らし高齢者等の見守り事業の実施 配食サービス利用者数 205人 緊急通報システム利用者数 68人 (R6年3月現在)	・ひとり暮らし高齢者等の見守り事業により安否確認や緊急時の対応等を実施することで、高齢者の生活の質の確保と自立した日常生活の継続に繋げることができた。
	04-3-2	地域での見守り体制の構築	地域住民や民生委員による声掛けや民間事業者との見守り活動に関する協力協定など、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	・民生委員とひとり暮らし高齢者見守り活動に関する情報共有を行うほか、随時、民間事業者との協力体制の構築を図る。	・民生委員とひとり暮らし高齢者見守り活動に関する情報共有を行い、安否確認及び見守りを行った。民間事業者とは「見守りネットふくおか」の協定に基づき、高齢者の異変の際、通報をもらうことで、高齢者の見守りに努めた。	・民生委員とはひとり暮らし高齢者見守り活動に関する情報共有を行うことで連携している。 ・民間事業者とは、新たに「見守りネットふくおか」の協定を締結した事業者に対し、随時、高齢者の見守りを依頼し、協力体制の構築を図ることができた。	
	④ 認知症高齢者への対応	04-4-1	周知・普及啓発活動	出前講座等で認知症に関する理解を深めてもらう、相談、訪問指導を実施する。	高齢者介護課	・認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の理解を深め、随時相談、訪問指導を行う。	・認知症サポーター養成講座 8回	・認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の理解を深めることで、相談、訪問指導の実施に繋げることができた。
		04-4-2	認知症高齢者の成年後見制度の推進	利用促進のための広報・普及活動を実施するとともに、利用に係る経費に対する助成を行う。	高齢者介護課	・広報掲載（年1回）や周知のため、リーフレットの配布や成年後見制度の報酬助成等を行う。	・成年後見制度利用促進のための広報掲載やリーフレットの配布 成年後見制度の報酬助成 0件	・広報掲載やリーフレットの配布による成年後見制度の普及に努めた。
		04-4-3	認知症高齢者等の見守り体制の構築	認知症地域支援推進員等を設置し、地域に集える場のオレンジサロン、チームオレンジの立ち上げや認知症サポーター養成講座を行い、認知症サポーター数を増やし、地域の見守り体制を構築に努める。	高齢者介護課	・認知症地域支援推進員を中心に、オレンジサロンやチームオレンジ活動及び認知症サポーター養成講座を実施し、地域の見守り体制づくりを行う。	認知症地域支援推進員の設置2人 オレンジサロン 12箇所 認知症サポーター数 延べ3,021人	・認知症地域支援推進員を中心に、各種事業を実施することにより、地域の見守り体制づくりに繋げることができた。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
5. 障がいのある人の人権問題	① 人権教育・啓発の推進と共生社会の実現	05-1-1	障がいや障がいのある人に対する理解の促進	住民や事業者などが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な広報や情報媒体を積極的に活用し周知を図る。	社会福祉課	・ 広報や市のホームページを活用し、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、周知していく。	・ 人権の視点に立ち、正しい知識と理解が深められるよう「障がい福祉のしおり」を作成し、ホームページにおいて情報提供を行った。	・ 飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターのホームページにおいても、事業所の情報などを公開しており、今後も人権に配慮した啓発や情報提供を積極的に行っていく。
		05-1-2		市職員が、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、状況に応じた適切な対応ができるよう、必要な研修を実施する。	人事秘書課	・ 障害者差別解消法を含めた内容の人権研修を実施し、状況に応じた対応が出来る職員を育成する。	・ 必要に応じた対応が出来るよう、法律だけでなく実践的な内容を含む研修を実施した。	・ 法律だけでなく、実践的な研修を継続して実施する必要がある。
		05-1-3	学校教育における福祉教育の推進	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し「ノーマライゼーション」の理念を根づかせ、共に豊かな人間性を育む交流教育を推進する。 また、学校教育現場において、障がいのある児童とない児童の交流の機会の充実を図り、福祉教育を積極的に拡大する。	学校教育課	・ 計画的、日常的な交流授業の推進	・ 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し「ノーマライゼーション」の理念を根づかせ、共に豊かな人間性を育むため計画的、日常的な交流授業を行った。	・ 今後も障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し「ノーマライゼーション」の理念を根づかせ、共に豊かな人間性を育むため計画的、日常的な交流授業を行う。
	② 障がいのある人への権利擁護	05-2-1	権利擁護の推進	障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図るとともに、消費者被害防止に向けた情報提供やニセ電話詐欺などの犯罪被害にあわないように啓発に努める。 また、関係機関等と連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図る。	総務課	・ 福岡県弁護士会に一人30分の無料法律相談事業等相談事業の実施を市民に広く周知し、市民が相談を受けられる環境の整備を図る。	・ 年間189人相談実施	・ 今後も継続して行っていく。
					防災対策課	・ 嘉麻警察署と連携し、ニセ電話詐欺などの犯罪被害防止に取り組むとともに、ホームページ等での情報提供などの啓発を行う。	・ 嘉麻警察署と連携し、ニセ電話詐欺事案発生時には、ホームページ等での注意喚起を行った。また、犯罪被害防止のため啓発活動を行った。	・ 嘉麻警察署との連携をさらに密にし、ニセ電話詐欺事案等について素早い情報提供を行い、被害の防止を図る。
					社会福祉課	・ 関係機関と連携しながら、相談体制を整え、成年後見制度を周知していく。	・ 身体・知的・精神障がい者相談員を配置し相談支援を行った。 また、飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターにおいても様々な相談について対応している。	・ 今後も関係機関等と連携しながら様々な相談に対応し、権利擁護の推進に努める。
					産業振興課	・ 消費者被害を防ぐため、飯塚市消費生活センターや関係機関と連携を図り、情報提供や啓発に努めるとともに相談体制の充実を図る。	・ 飯塚市消費生活センター等との連携を深めた。 令和5年度飯塚市消費生活センター相談件数1,180件（うち嘉麻市156件）	・ 今後も引き続き連携していく。
		05-2-2	障がい者虐待防止センターの運営	障がい者虐待防止センターの機能を強化し、相談体制などの充実を図りながら、障がいのある人の虐待の防止や早期発見などに努める。	社会福祉課	・ 虐待の対応についての研修を受講し、相談体制を充実させ、障がいのある人の虐待の防止や早期発見に努めていく。	・ 福岡県や飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターにおいて、相談体制の充実や虐待の防止についての研修を受講した。 ・ 虐待の疑われる相談等により早期発見を行い、施設への立入調査や擁護者への聞き取り調査を行った。	・ 今後も継続的に虐待の対応についての研修を受講し、関係機関等との連携強化や障がいのある人への虐待防止、早期発見に努める。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
5. 障がいのある人の人権問題	③ 自分らしい自立した生活の支援	05-3-1	情報提供の充実	<p>広報紙や市のホームページ、「福祉のしおり」やパンフレット等の配布など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図る。</p>	社会福祉課	<p>・ 広報への掲載や市のホームページ、「障がい福祉のしおり」を活用し、情報提供の充実を図っていく。</p>	<p>・ 正しい知識と理解が深められるように解りやすい表現で「障がい福祉のしおり」を作成し、窓口において紙媒体で配布を行い、ホームページで情報提供している。 また、障がい者週間については、広報紙を活用して広く周知を行った。</p>	<p>・ 飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターのホームページにおいても事業所の情報などを公開しており、今後も情報提供の充実を図っていく。</p>
		05-3-2	相談支援体制の充実	<p>障がいのある人やその家族等からの福祉に関する様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を近隣自治体と共同で推進する。 また、身体・知的・精神障がい者相談員について広報紙等で制度の周知に努め、障がいのある人の身近なところで相談が行える体制づくりを推進する。</p>	社会福祉課	<p>・ 基幹相談支援センターを地域の相談の拠点とし、支援を行っていく。 ・ 身体、知的、精神障がい者相談員について広報紙等で制度の周知に努めていく。</p>	<p>・ 身体・知的・精神障がい者相談員を配置し相談支援を行った。 また、飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターにおいても様々な相談について対応し、支援を行っている。 ・ 身体・知的・精神障がい者相談員については広報紙に掲載し、制度の周知を行った。</p>	<p>・ 今後も関係機関等と連携し必要な情報の提供や助言を行い、身近なところで相談が行える体制づくりを推進する。</p>
		05-3-3	障がい者福祉サービスの充実	<p>障がいのある人が住み慣れた地域で安心していきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティア団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図るとともに、生活援助や移動支援などの充実を図る。</p>	社会福祉課	<p>・ 地域活動支援センターの機能を強化し、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図るとともに、生活援助や移動支援などの充実を図っていく。</p>	<p>・ 飯塚圏域障がい者基幹相談支援センター及び計画相談支援事業所と障がい者が、サービスの利用希望に応じた支援給付について検討し、相談支援専門員が適切なサービス等の利用計画の作成を行い、日中活動の場や機会の充実を図った。</p>	<p>・ 今後も関係機関と連携し、障がいのある人の社会参加や社会活動が促進されるよう障がい者福祉サービスの充実に努める。</p>
		05-3-4	障がい者地域自立支援ネットワークの運営	<p>関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。</p>	社会福祉課	<p>・ 障がい者地域自立支援ネットワークを開催し、協議を行っていく。</p>	<p>・ 飯塚圏域自立支援ネットワークにおいて、2市1町担当者及び飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターとが情報共有し、障がいのある人の住まいや生活の場の確保などの推進について協議した。</p>	<p>・ 今後も引き続き地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っていく。</p>
		④ 社会参加機会の充実	05-4-1	福祉環境整備の促進	障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、道路交通環境や公共交通機関の整備、改善に努める。	土木課	<p>・ 市道及び公園の整備にあたっては、関係条例に基づきバリアフリー化を推進する。</p>	<p>・ インクルーシブ遊具、車いすの進入が可能な車止めを設置。</p>
	環境課					<p>・ 高齢者等が、安全かつ快適に利用できるよう施設環境の整備に努める。</p>	<p>・ 納骨堂において、施設利用者が歩行しやすいよう手摺りを設置し、環境整備を行った。</p>	<p>・ 今後も引き続き、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮を行う。</p>
	スポーツ推進課					<p>・ 体育施設においては、概ねバリアフリー化されているが、どなたでも安全に利用できるよう配慮に努める。また、利用者等の意見・要望に対しては、積極的に行動し、適切な対応を心がけるよう努める。</p>	<p>・ どなたでも体育施設が安全に利用できるよう配慮に努めた。 ・ どなたでも利用しやすい体育施設を目指し、利用者からのご意見やご要望に耳を傾け、より良い環境づくりに取り組んだ。 ・ サルビアパーク利用者の意見・要望を取り入れ、アリーナ棟及びプール棟においてトイレの一部を和式から洋式に改修を行った。</p>	<p>・ 利用者の安全面に配慮するよう努める。 ・ 今後も利用者の意見・要望を取り入れ、必要に応じて改修を行う。</p>
	総務課					<p>・ 本庁舎の駐車場については、障がい者及びふくおかまごころ駐車場を設置。今後も市民の要望を含め、本庁舎が利用しやすくなるよう改善に努める。</p>	<p>・ 本庁舎が利用しやすくなるよう改善に努めている。</p>	<p>・ 今後も継続して行っていく。</p>

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
5. 障がいのある人の人権問題	④ 社会参加機会の充実	05-4-1	福祉環境整備の促進	障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、道路交通環境や公共交通機関の整備、改善に努める。	防災対策課	・避難所においては、避難生活の負担を軽減できるよう施設所管課等と連携を行い対策に努める。	・避難所班及び避難所担当部署と事前に各避難所で研修を行うなど、連携し対策を行った。	・今後も関係部署と連携を図り、より良い環境づくりに努めたい。
					教育総務課	・学校の校舎や体育館は児童生徒のみならず、保護者や地域住民等、様々な方が利用する施設であり、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが利用しやすい施設として、順次改善を図っていく。	・学校施設が安全に利用できるよう環境整備に努めた。	・今後も継続して行う。
					住宅課	・市営住宅において、障がいのある方が椅子やベッドでの生活が快適に送れるよう、一部畳の部屋をフローリングへ順次改修を行う。	・市営住宅の空家改修時に、一部畳の部屋をフローリングに改修した。	・今後も障がいのある方が快適に生活できるよう、フローリングへの改修を順次行う。
					高齢者介護課	・施設によりハード面でのバリアフリー化整備には違いがあるが、障がいの有無や年齢、性別、国籍などによってサービスが制限されることがないように環境づくりに取り組む。	・社会福祉施設の管理運営については、指定管理制度を導入しており、民間企業による適切な管理運営に努めた。 ・施設の改修工事に伴う実施設計を行うにあたり、施設のバリアフリー化に努めた。	・社会福祉施設の老朽化が進んでおり、改修工事等を行う場合は、ハード面でのバリアフリー化整備も含め実施していく必要がある。
					こども育成課	・保護者、学校等と連携しながら、安心して利用できる施設整備に努める。	・適正な保育環境のもとで保育が実施できるように施設の環境整備に努めた。	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。
					産業振興課	・所管する施設において、すべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮する。施設の整備・運営においては、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づく整備、運営を図っていく。	・障がいのある人等の安全かつ快適な利用のため配慮を行った。	・今後も引き続き、障がいのある人等の安全かつ快適な利用のための配慮を行う。必要に応じて整備を行う。
					生涯学習課	・公民館施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するため、施設の点検を行い改善に努める。	・年次計画どおりの修繕を実施 ・突発的な修繕は予算の範囲内で実施	・施設の適正な維持管理に努めることができた。 ・障がいの有無にかかわらず、多くの人々が利用しやすい施設となるよう要望等があった際には、関係部署と連携し対応できるよう努める必要がある。
					碓井総合支所	・施設周辺の維持管理に細心の注意を払い、障がいのある人や高齢者が、安心・安全に利用できる環境を提供する。	・施設周辺の適切な維持管理により、誰もが利用しやすい環境を提供した。	・誰もが利用しやすい環境を維持するため、継続して施設の維持管理を行う必要がある。
					山田総合支所	・施設周辺の維持管理に細心の注意を払い、障がいのある人や高齢者が、安心・安全に利用できる環境を提供する。	・施設周辺の適切な維持管理により、誰もが利用しやすい環境を提供した。	・誰もが利用しやすい環境を維持するため、継続して施設の維持管理を行う必要がある。
					嘉穂総合支所	・施設周辺の維持管理に細心の注意を払い、障がいのある人や高齢者が、安心・安全に利用できる環境を提供する。	・施設周辺の適切な維持管理により、誰もが利用しやすい環境を提供した。	・誰もが利用しやすい環境を維持するため、継続して施設の維持管理を行う必要がある。
					社会福祉課	・障がいのある人が安心して利用できるよう、ふくおか・まごころ駐車場やバリアフリーマップ等についての情報提供を行っていく。	・「障がい福祉のしおり」を作成し、ふくおか・まごころ駐車場やバリアフリーマップ等についての情報提供を行った。	・今後も関係機関との連携や協力体制の強化より福祉環境整備の促進に努める。
人権・同和対策課	・利用者が安全に施設を利用できるよう施設の維持管理を行うとともに、改善に努める。	・障がいのある人に対応するための新たな整備は実施しなかったが、利用者が安全に利用できるよう取組について検討した。	・誰もが利用しやすい施設とするため、日常業務において合理的配慮等について意識するとともに、更なる充実した施設を目指す。					
	05-4-2	教職員の障がい者支援等の研修会への参加の推進	障がい者支援等の研修会・手話通訳者養成講座などの参加について推進を図る。	学校教育課	・各種研修会への参加と校内研修会での他の職員への還元	・オンライン形式での学習会を実施するなど教職員の障がい者支援の取組を推進した。	・障がい者支援等の研修会・手話通訳者養成講座などの参加について推進を図る。	
	05-4-3	コミュニケーション支援の充実	手話奉仕員などの養成・派遣事業の充実を図るとともに、市が実施する講演会において、ボランティア団体と連携し、手話同時通訳等を配置するなど、コミュニケーション支援の充実を図る。	社会福祉課	・手話通訳等を行える体制を構築し、コミュニケーションの充実を図っていく。	・手話奉仕員養成講座を実施し、手話奉仕員の養成や登録に努めた。 また、身体障がい者スポーツ大会へ意思疎通支援事業として手話奉仕員を派遣した。	・手話奉仕員の養成や登録に努めているが、かま手話の会会員の減少及び高齢化による支援の難しさが課題となっている。	

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
5. 障がいのある人への就労支援	⑤ 障がいのある人への就労支援	05-5-1	就労支援の推進	飯塚公共職業安定所（ハローワーク）や県内の障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、障がいのある人の就労等に関する情報提供や相談に応じ、支援に努めるとともに、事業主に対し、障がいのある人が働きやすい施設・設備の整備や助成制度についての啓発を行い、適切な情報提供の促進を図る。	社会福祉課	・飯塚公共職業安定所（ハローワーク）や県内の障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、就労支援を行っていく。	・飯塚圏域障がい者基幹相談支援センター及び相談支援事業所において、障がいのある人の就職等についての支援を行った。	・今後も関係機関と連携を図り、就労支援を行っていく。
		05-5-2	障がいのある人の雇用の推進	計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、障がいのある人の雇用の推進を図る。	人事秘書課	・新規職員等の採用に当たっては、障がいのあるなしにかかわらず広く募集するとともに法定雇用率の遵守も視野に入れ障がいのある人の雇用の促進を図る。	・障がい者雇用に関する募集を毎年度行っており、法定雇用率を達成できている。	・任期の定めがない職員として障がい者雇用を毎年行っているが、競争試験の性質上、採用できないこともあるため今後も広く周知を行っていく。
6. アイヌ民族の人権問題	①	06-1-1	人権問題研修	アイヌ民族の歴史や文化、伝統などを正しく理解できるよう、人権週間・地域人権研修会等での啓発活動の充実を図る。	人権・同和対策課	・市報やホームページなどを活用して啓発活動を推進する。	・人権にかかわるパンフレット等を隣保館等公共施設に設置し、情報提供を行った。	・人権に関する内容として、市民等に向けて啓発等を実施する必要がある。
7. 外国人の人権問題	施①講演会や交流活動の実施	07-1-1	交流活動の推進	研修会・フェスティバル等を開催し、異なる文化・風習を認め合うことで外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた交流活動の実施に努める。	人権・同和対策課	・多文化交流を目的に研修会等を企画する。（年1回）	・多文化に対する理解を深めるための研修会を開催した。	・引き続き異なる文化や風習を学ぶ機会を検討する必要がある。
		07-2-1	情報提供の推進	在住外国人が求めている情報を提供できるよう、情報の収集に努める。 また、相談窓口の紹介や国際交流イベント等の情報を多言語で提供できるよう努める。	総合政策課	・県国際交流センターと連携し、在住外国人の様々な相談等に対応するため、多言語出張相談会を開催する。（3回）	・県と連携し、開催することとしていた多言語出張相談会は未実施。	・県国際交流センターと連携できておらず、相談会を開催出来なかった。今後は実施に向け検討する。
					人権・同和対策課	・法務局のパンフレット等を利用し、市民に向けた情報提供に努める。	・法務局作成の外国人向けパンフレット（10言語分）を設置。	・相談件数は無かったが、継続して行っていく。
		07-2-2	庁舎内における窓口案内の整備	窓口標記や案内標記を多言語化するなど、在住外国人をスムーズに担当部署に案内できるよう環境を整備する。	総務課	・窓口案内表示は英語表記をしているが、今後も改善に努める。	・本庁舎が利用しやすくなるよう改善に努めている。	・今後も継続して行っていく。
市民課	・今年度も継続して、在住外国人の窓口対応をスムーズにできるよう取り組んでいく。				・窓口には翻訳アプリが利用できるタブレットを準備し、国民健康保険に関しては英語表記のチラシを作成した。	・今後とも継続して、在住外国人の窓口対応をスムーズにできるよう取り組んでいく。		
07-2-3	多文化共生事業の推進	在住外国人向けの日本語教室を開催し、適応指導、教育相談などの充実や学習活動の推進を図る。	生涯学習課	・市内在住の外国人を対象として日本語教室を開催する。	・3名が受講し計15回開催した。	・受講生が少ないため在勤、在住の外国人の把握に努めるとともに、外国人が受講しやすい環境整備について検討する必要がある。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
7. 外国人の人権問題	権③ 教差別・意識啓発の解消に向けた人	07-3-1	人権問題研修	住民の国際理解を深めるための研修会を開催し、在住外国人への相互理解の促進に努める。	人権・同和対策課	・外国人への差別意識を解消するため、市報・ホームページなどを活用した啓発を行う。	・窓口等にパンフレットを設置し、外国人に対する差別意識を解消するための啓発に努めた。	・外国人に関する差別事象の報告はなかったが、引き続き情報提供を図っていく。
					生涯学習課	・国際理解が深まるような場面で啓発し、相互理解の促進する。	・DVDなどを活用した研修会を開催し、国際理解が深まるよう啓発に努めた。	・今後も国際理解が深まるような研修会を開催し、相互理解の促進を図る。
		07-3-2	人権教育・啓発の推進	児童・生徒に対して、国際理解教育（総合学習）の実施等学習プランの推進に努める。	学校教育課	・計画的な国際理解教育の推進	・児童や生徒に対して総合学習の授業により計画的な国際理解教育を推進した。	・児童や生徒に対して総合学習の授業により計画的な国際理解教育の推進を図る。
8. HIV感染者・新型コロナウイルス感染者等の人権	①	08-1-1	相談・支援体制の整備	感染症に対する相談業務の充実を図り、支援体制の強化に努める。	健康課	・相談者のニーズに応じた速やかな対応ができるよう、感染動向及び各種支援策を適切に把握したうえで、寄り添った支援を行う。	・主に新型コロナウイルス感染症に係る相談対応について、正しい知識の普及となるよう感染動向を適切に把握するよう努めた。	・感染症の発生動向を注視し、必要に応じて適切に周知啓発を行っていききたい。
					人権・同和対策課	・人権に関する相談窓口の周知と、体制の充実に努める。	・広報紙に記事を掲載し、相談窓口の周知をする等の対応に努めた。	・相談実績はないが、引き続き幅広い相談業務に対応できるよう、関係課との連携のもと対応について取り組んでいく。
		08-1-2	啓発活動	偏見や差別意識を解消するため、誤った情報に惑わされることのないよう啓発に努める。	健康課	・広報紙、市ホームページ及び防災無線等を活用し、正しい理解のための周知啓発を行う。	・新型コロナウイルス感染症に係る周知啓発にあたっては、人権尊重を念頭に行った。	・今後も人権尊重を念頭に、適切かつ正確な周知啓発に努める。
					人権・同和対策課	・市報やホームページなどを活用して啓発活動に取り組む。	・広報嘉麻において関連記事を掲載した。	・感染症等について正しく理解してもらえるよう、情報提供に努めていく必要がある。
08-1-3	児童・生徒を対象とした学習（道徳・保健体育）	エイズ、性感染症及びその防止について学習を推進する。また、そのことにより、感染者等に対して理解を深め、人権意識の育成を図る。	学校教育課	・道徳、保健体育の時間等を活用し、感染症などについて学習することによって、感染者等への理解を深め人権意識の育成を図る。	・道徳、保健体育の時間等を活用し、感染症などについて学習することによって、感染者等への理解を深め人権意識の育成を図る。			
9. そのほかハンセン病の患者・回復者及び	①	09-1-1	啓発普及活動	偏見や差別意識を解消するため、誤った情報に惑わされることのないよう啓発に努める。	人権・同和対策課	・市報などを活用し、市民の方が正しく理解して頂けるよう啓発活動に取り組む。	・広報嘉麻に記事を掲載し、啓発に努めた。	・相談の実績はないが、発生した際に的確な対応ができるよう、関係課と連携を維持するとともに、情報収集に努めていく。
10. 人権犯罪被害者とその家族の	①	10-1-1	犯罪被害者に対する相談体制・支援の推進	各種情報などを提供するとともに人権擁護委員等による相談対応、相談業務の周知を図るとともに、相談、救済希望者の対策に努める。	防災対策課	・ホームページ等で犯罪被害者のための相談窓口や基金・奨学金等制度の紹介等の広報活動による啓発を行う。	・ホームページでの各種制度の啓発を行った。 ・嘉麻市犯罪被害者等支援条例を制定した。	・引き続き相談窓口の紹介等や条例に基づく見舞金の支給制度の広報活動による啓発を引き続き行う。
					人権・同和対策課	・人権に関する相談窓口の周知と、体制の充実に努める。	・広報嘉麻に記事を掲載し、啓発に努めた。	・被害者が二次被害にあわないよう、引き続き啓発活動を実施していく必要がある。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
11. 人権問題を終えて出所した人の	①	11-1-1	相談・支援体制の整備	人権擁護委員等による相談対応、相談業務の周知を図るとともに、相談、救済希望者の対策に努める。	人権・同和対策課	・人権に関する相談窓口の周知と、体制の充実に努める。	・相談業務の中で実績はなく、新たな啓発物などの実績はなかった。	・引き続き、幅広い相談業務に対応できるよう、関係課との連携のもと対応について取り組んでいく。
		11-1-2	啓発活動	保護司会と連携し、「社会を明るくする運動」強調月間、「再犯防止啓発月間」において、広報紙や街頭などで、犯罪・非行・再犯の防止を啓発する。	社会福祉課	・補助金交付等を通じて、保護司会の活動を支援する。	・保護司会に補助金を交付し、保護司会の活動を支援した。	・今後も継続して活動の支援を行っていく。
12. インターネット上の人権問題	①	12-1-1	インターネット等を利用した差別行為の防止	国に対し、インターネット等を利用した差別行為の防止対策について要望していく。 また、モニタリングを実施する。	人権・同和対策課	・引き続き福岡県市長会などを通じ要望するとともに、モニタリングの充実に努めていく。	・嘉徳隣保館においてモニタリングを実施している。	・引き続きモニタリングを実施していく。
		12-1-2		情報の収集及び発信に関する個人の責任や情報モラルに関する理解を深められるよう啓発に努める。	人権・同和対策課	・市報やホームページなどを活用して啓発活動を推進する。	・嘉麻市ホームページや広報紙を活用し、インターネット上の人権問題について啓発を行った。	・引き続き、各種媒体を通じて情報発信など啓発に取り組んでいく。
		12-1-3		学齢期の児童生徒の情報モラル教育及び情報活用能力の向上に努める。	生涯学習課	・市民が容易に情報に接する機会に対し、情報端末の効果的な活用を推進する。	・市民が容易に、情報端末を正しく安全に利用するとともに、情報を正しく安全に活用するための知識や技能について、様々な機会を通じ、啓発を行った。	・情報社会の危険から身を守り、不適切な情報に対応するとともに、危険を予測し被害を予防していくため、継続的に啓発を行っていく。
				学齢期の児童生徒の情報モラル教育及び情報活用能力の向上に努める。	学校教育課	・情報モラル教育の推進	・情報教育支援員による学校支援（児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成、情報モラル教育の実施、教職員研修の実施等）を行い、情報活用能力の向上に努めた。	・情報教育支援員による学校支援（児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成、情報モラル教育の実施、教職員研修の実施等）を行い、情報活用能力のさらなる向上を図る。
13. 性的少数者の人権問題	①	13-1-1	性的少数者に対する啓発及び相談体制の充実	性的少数者に対する理解を促進するための啓発に努め、相談体制の充実に努める。	市民課	・今年度は積極的に研修会に参加し、職員自身が正しい知識を持って対応できるよう取り組み、また相談体制の充実に努める。	・市民課自体で相談を受け付けていないものの、相談があった際の担当課への案内に関する情報共有を図ることができた。	・相談体制はないものの、職員自体が性的少数者に関する理解を深めることができた。
				性的少数者に対する理解を促進するための啓発に努め、相談体制の充実に努める。	男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づきLGBTなどの性的少数者についての理解を深めるための啓発を行うとともに関係各課と連携し相談体制の充実に努める。	・男女共同参画社会基本計画に基づき、LGBTなどの性的少数者についての理解を深めるための啓発及び進捗管理を行った。	・今後も継続して実施する。
				性的少数者に対する理解を促進するための啓発に努め、相談体制の充実に努める。	人権・同和対策課	・相談に関する周知と、福岡県の取組について協力体制を整える。	・広報紙において情報提供を行うとともに、福岡県のパートナーシップ宣誓制度を活用した、自治体サービスの提供を開始した。	・引き続き、情報提供等啓発活動を実施するとともに、国や他の自治体の動向等を注視しながら、提供する自治体サービスの拡充についても検討を行っていく。
14. ホームレスの人権問題	①	14-1-1	ホームレスの人々に対する相談体制の充実	ホームレス状態の人が置かれている状況を理解し、相談体制の充実に努め、個々に応じた支援に努める。	人権・同和対策課	・人権に関する相談窓口の周知と、体制の充実に努める。	・相談業務の一つとして捉えているものの、相談実績はなかった。	・人権相談に関する取り組みの中で、対応できるよう引き続き取り組んでいく。
				ホームレス状態の人が置かれている状況を理解し、相談体制の充実に努め、個々に応じた支援に努める。	社会福祉課	・嘉麻市社会福祉協議会等の相談対応の支援に努める。	・関係課及び社会福祉協議会と連携し、個々に応じた支援に努めた。	・今後も関係機関と連携し、支援に努める。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和5年度取組事項	令和5年度実績	成果と課題
被15. 害北朝鮮の当局者等による人権問題	①	15-1-1	研修・啓発の推進	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」などの機会を活用し、拉致問題の関心と認識を深めていくための周知及び啓発を推進する。	人権・同和対策課	・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせ、市民の方への啓発活動に取り組む。	・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせデジタルサイネージにより情報提供を実施した。	・拉致問題に関する認識を深めてもらうための周知など、市民へ継続的に実施していく。
		15-1-2		国が作成した拉致問題に関するアニメ等の教材を活用して、児童生徒等が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考えていくことができるよう啓発に努める。	学校教育課	・社会科、総合的な学習の時間等を活用し、啓発を行う。	・社会科、総合的な学習の時間等で、国が作成した拉致問題に関するアニメ等の教材を活用して、児童生徒等が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考えていくことができるよう啓発を実施した。	・社会科、総合的な学習の時間等で、国が作成した拉致問題に関するアニメ等の教材を活用して、児童生徒等が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考えていくことができるようさらなる啓発に努める。
被16. 害災害発生時の人権問題	①	16-1-1	災害時に備えた支援と啓発	避難行動要支援者名簿や個別計画を作成し、非常時に迅速に対応できる体制づくりに努める。 避難所ではプライバシーの確保や被災者に対する人権侵害防止に配慮して避難所運営を行う。	防災対策課	・避難行動要支援者名簿を更新し関係者に配布する。 ・避難所運営訓練を実施し、避難所運営の際の留意事項や備品の使用方法について確認する。	・令和5年度についても避難行動要支援者名簿の配布を行った。 ・各避難所ごとに、運営研修を行い、確認できた。	・大きな問題もなく運営できている。今後も継続して取り組んでいきたい。
					男女共同参画推進課	・避難所ではプライバシーの確保や被災者に対する人権侵害防止に配慮するとともに、男女共同参画の視点に立った避難所運営を関係課と連携して行っていく。	・「男女共同参画の視点からの防災・災害対応について」をテーマとした研修を実施した。	・今後も継続して実施する。
					人権・同和対策課	・国や県の関係機関、関係各課との協力の下、避難所における人権侵害や風評被害の予防に関する取り組みに努める。	・災害時に関する対応の中で、特に問題となるようなケースはなかった。また、新たな啓発物などの実績はなかった。	・問題事案は発生しなかったが、関係課を通じ国や県の関係機関からの情報共有など、継続して取り組む必要がある。
					高齢者介護課	・避難行動要支援者名簿を関係機関や地域の支援者に配布し、情報共有することで、地域全体で要支援者を見守る体制の構築を図る。避難所については、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するほか、避難者のプライバシーが確保できるよう取り組む。避難所の運営については、職員と住民が一丸となり人権侵害防止に配慮した避難所運営に取り組む。	・避難行動要支援者名簿については、警察署、消防署、消防団、自主防災組織、行政区長、在宅介護支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に配布し、情報共有を図った。 ・個別計画については、在宅の要支援者全ての方を対象に作成を進めた。 ・避難所開設の際は、プライバシーの確保や被災者に対する人権侵害防止に配慮するよう努めた。	・避難行動要支援者名簿については、地域への情報提供に同意していただいた要支援者のみ記載しており、今後も同意していただける要支援が増えるよう、避難行動要支援者対策事業の啓発に取り組む必要がある。 ・個別計画については、計画の更新作業を進めていく必要がある。
社会福祉課	・避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ配付し、災害等の非常時に迅速に対応できる体制整備を行う。また、プライバシー確保、人権侵害防止に留意し、避難所運営にあたる。	・避難行動要支援者名簿を警察、消防、民生委員、行政区、自主防災組織等支援関係者に配布し、地域での支援に繋げた。 ・相談支援事業所と連携して避難行動要支援者の個別計画を作成し、適切な支援ができるような体制づくりに努めた。	・今後も相談支援事業所と情報共有し、災害時に備え、個々の障がいの特性に応じた支援に努める。					